



福産医発第 11 号  
平成21年 5月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
福岡県産業医学協議会  
会 長 横 倉 義 武  
( 公 印 省 略 )

#### 日本医師会認定産業医制度実施要領の改定について

日本医師会認定産業医制度の基礎研修は、平成8年9月の労働安全衛生法の改正において、産業医の資格要件を得るための研修として法令により規定され、日本医師会と都道府県医師会が国の指定を受けて実施しておりますが、今般、平成21年3月30日労働安全衛生規則が別添1のとおり改正されたことに伴い、日本医師会認定産業医制度実施要領が改定された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

実施要領の主な改定内容は下記のとおりです。

つきましては、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本実施要領は平成21年4月1日より施行されます。

#### 記

##### 1. 日本医師会認定産業医の新規ならびに更新の申請

平成8年の労働安全衛生法の改正により日本医師会認定産業医制度における基礎研修修了が産業医の要件として法令上位置づけられたが、その重要な要素として日本医師会認定産業医制度が医師会員以外の医師にも開かれた制度であることがあげられることから、このたびの産業医研修に係る指定法人制度の見直しを機に、日本医師会産業医の申請については、これまでの「都道府県医師会長が推薦する医師」を、「都道府県医師会を通じて申請された医師」と改定された。

##### 2. 日本医師会認定産業医制度基礎研修の実施

日本医師会が国からの指定を受け、日本医師会から都道府県医師会に日本医師会認定産業医制度基礎研修の事業を委託する方式に改定し、日本医師会

との間で実施要領に基づく研修実施の委託契約を締結することとなった。

### 3. 日本医師会認定産業医制度基礎研修の収支の報告

日本医師会は、実施した基礎研修会について、厚生労働大臣に対して研修事業の報告が義務付けられることから、これに対応するため委託した基礎研修会の収支の合計を把握することが必要となり、都道府県医師会は収支の合計を報告することとなった。

### 4. 関係書類の保存

研修に関する帳簿および書類の保存は、当該事業年度終了後5年間となった。

### 5. 産業医学研修カリキュラム

カリキュラム策定要領に講師の要件として、「研修及び実習を適切に行うために、必要な能力を有する講師」が加えられた。

### 6. 実地研修ガイドライン

留意事項として通知されていた「認定産業医制度に基づく実地研修ガイドライン」（平成13年10月4日）が実施要領に加えられた。

日医発第 30 号（地Ⅱ8）  
平成 21 年 4 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐 澤 祥 人

### 日本医師会認定産業医制度実施要領の改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、日本医師会認定産業医制度の推進、充実について多大なご尽力を賜わり深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、日本医師会認定産業医制度の基礎研修は、平成 8 年 9 月の労働安全衛生法の改正において、産業医の資格要件を得るための研修として法令により規定され、日本医師会と都道府県医師会が国の指定を受けて実施しております。

さて、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しが行行政改革推進本部事務局を中心に行われ、平成 20 年 3 月 31 日に次の決定がなされました。

1. 事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。
2. 主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。

この決定に伴い、労働安全衛生規則における産業医研修に係る指定法人制度の見直しが行われ、指定の基準、業務の委託、業務規定、事業計画の認可等、必要書類の備え付け、主務大臣による指導監督について省令に規定を設けることとなり、平成 21 年 3 月 30 日労働安全衛生規則が別添 1 のとおり改正されました。

本会では、産業医研修に係る指定法人制度について、これまで各都道府県医師会の意見をふまえ、本会産業保健委員会ならびに認定産業医制度運営委員会において検討して参りました。その結果、現行の仕組みにより近く、都道府県医師会の事務負担を極力増やさないという基本的考え方のもと、日本医師会認定産業医制度実施要領改定案が取りまとめられました。これに基づき、標記の件について本会常任理事会（平成 21 年 3 月 31 日）において協議いたしました結果、別添 2 のとおり実施要領を改定いたしましたので、お知らせいたします。実施要領の主な改定内容は下記のとおりとなります。

つきましては、本実施要領に基づく日本医師会認定産業医制度の円滑な実施につきまして、貴職の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本実施要領は平成 21 年 4 月 1 日より施行いたします。  
また、貴会関係医師会等への周知方につきまして、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 日本医師会認定産業医の新規ならびに更新の申請

平成 8 年の労働安全衛生法の改正により日本医師会認定産業医制度における基礎研修修了が産業医の要件として法令上位置づけられましたが、その重要な要素として日本医師会認定産業医制度が医師会員以外の医師にも開かれた制度であることがあげられます。このようなことから、このたびの産業医研修に係る指定法人制度の見直しを機に、日本医師会認定産業医の申請につきましては、これまで都道府県医師会長が推薦する医師となっておりましたが、都道府県医師会を通じて申請された医師と改定いたしました。

### 2. 日本医師会認定産業医制度基礎研修の実施

日本医師会が国からの指定を受け、日本医師会から都道府県医師会に日本医師会認定産業医制度基礎研修の事業を委託する方式に改定し、日本医師会と都道府県医師会との間で実施要領に基づく研修実施の委託契約を締結していただくこととなりました。

### 3. 日本医師会認定産業医制度基礎研修の収支の報告

日本医師会は、実施した基礎研修会について、厚生労働大臣に対して研修事業の報告が義務付けられます。これに対応するため委託した基礎研修会の収支の合計を把握することが必要となり、都道府県医師会には収支の合計のみを報告していただくことといたしました。

### 4. 関係書類の保存

研修に関する帳簿および書類の保存は、当該事業年度終了後 5 年間といたしました。

### 5. 産業医学研修カリキュラム

カリキュラム策定要領に講師の要件として「研修及び実習を適切に行うために、必要な能力を有する講師」を加えました。

### 6. 実地研修ガイドライン

留意事項として通知していた「認定産業医制度に基づく実地研修ガイドライン」（平成 13 年 10 月 4 日）を実施要領に加えました。

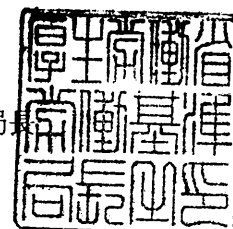


基発第 03300035 号

平成 21 年 3 月 30 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局



## 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る国の関与等の透明化・合理化を図るため、今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省令第 55 号。以下「改正省令」という。）が公布され、本年 3 月 31 日から施行されるとともに、労働安全衛生規則第 12 条の 3 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習科目（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 134 号）ほか 34 件が平成 21 年 3 月 30 日に告示され、本年 3 月 31 日から適用されることになったところです。

つきましては、下記に示す改正の趣旨等を十分にご理解の上、今後、必要な手続等を行っていただくようお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）及び「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成 20 年 3 月 31 日行政改革推進本部決定）に基づき、これまで告示又は通達に基づき厚生労働大臣又は都道府県労働局長の指定により実施してきた安全衛生に係る講習等の事務・事業については、原則として法人を登録して当該事務・事業を実施する枠組みとする方向で見直しを行った上で、当該事務・事業の基本的内容及び登録等に関する基準等を厚生労働省令として定めることにより、対象法人に対する国の関与について、一層の透明性、厳格性等を確保すること等を目的とするものであること。

### 第 2 留意事項

#### 1 登録安全衛生推進者等養成講習機関

（1）安全衛生推進者等の選任（安衛則第 12 条の 3 第 1 項関係）

安全衛生推進者等は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安全衛生規則」という。）第12条の3第1項に基づき、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（以下「安全衛生推進者等養成講習」という。）を修了した者その他業務に必要な能力を有する者のうちから選任するとともに、安全管理者及び衛生管理者については、労働安全衛生規則第12条の3第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習科目（平成21年厚生労働省告示第134号）に規定するところにより、安全衛生推進者養成講習の講習科目のうち、一部の免除を受けることができることとするものであること。

（2）登録（登録省令第1条の2関係）

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）第1条の2第2項の規定により、申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為を申請書に添付することとされているが、財団法人から寄附行為が提出された場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第40条の規定に基づき、当該法人の定款とみなして差し支えないこと。

（3）登録基準（登録省令第1条の2の3関係）

ア 安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第135号）によることとするものであること。

イ 登録省令第1条の2の3第2号の表の「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」の項の「条件」の欄の「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置について知識経験を有する者」には、次の者が含まれること。

（ア）平成12年9月14日付け基発第577号「労働安全衛生マネジメントシステム普及促進事業について」の別添3に基づくリスクアセスメント担当者（製造業等）研修及び平成11年6月11日付け基発第372号「労働安全衛生マネジメントシステム普及促進事業について」の別添2に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修を修了した者

（イ）平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」に基づく職長等教育講師養成講座又は職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（以下「職長等教育講師養成講座」という。）においては、危険性又は有害性等の調査等の科目を含むものに限る。）を修了した者

（ウ）平成18年2月24日付け基発第0224004号「労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」に基づく講師養成講座（以下「安全管理者選任時研修講師養成講座」という。）を修了した者

ウ 第1条の2の3第2号イ及びロの表の「条件」の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、次の表の左欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者が含

まれること。

(ア) 安全衛生推進者養成講習の講師

| 講習科目         | 同等以上の知識経験を有する者                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全管理         | <ol style="list-style-type: none"><li>1 職長等教育講師養成講座を修了した者</li><li>2 安全管理者選任時研修講師養成講座を修了した者</li><li>3 安全管理者として5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者</li><li>4 安全衛生推進者等の選任に関する基準の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第132号）による改正前の安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号。以下「旧選任基準」という。）本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者</li></ol> |
| 作業環境管理及び作業管理 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条第2項の厚生労働省令で定める要件（以下「産業医の要件」という。）を備えた医師</li><li>2 衛生工学衛生管理者免許を有する者</li><li>3 作業環境測定士</li><li>4 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</li><li>5 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者</li></ol>                            |
| 健康の保持増進対策    | <ol style="list-style-type: none"><li>1 産業医の要件を備えた医師</li><li>2 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</li><li>3 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者</li></ol>                                                                                                                                     |
| 安全衛生教育       | <ol style="list-style-type: none"><li>1 職長等教育講師養成講座を修了した者</li><li>2 安全管理者選任時教育講師養成講座を修了した者</li><li>3 産業医の要件を備えた医師</li><li>4 安全管理者として5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者</li><li>5 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</li><li>6 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者</li></ol>                              |
| 安全衛生関係法令     | <ol style="list-style-type: none"><li>1 職長等教育講師養成講座を修了した者</li><li>2 安全管理者選任時教育講師養成講座を修了した者</li><li>3 産業医の要件を備えた医師</li></ol>                                                                                                                                                                 |

|  |                                        |
|--|----------------------------------------|
|  | 4 安全管理者として5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者      |
|  | 5 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者      |
|  | 6 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者 |

(イ) 衛生推進者養成講習の講師

| 講習科目                                           | 条件                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。) | 1 産業医の要件を備えた医師<br>2 衛生工学衛生管理者免許を有する者<br>3 作業環境測定士<br>4 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者<br>5 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者                                                      |
| 健康の保持増進対策                                      | 1 産業医の要件を備えた医師<br>2 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者<br>3 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者                                                                                         |
| 労働衛生教育                                         | 1 職長等教育講師養成講座を修了した者<br>2 安全管理者選任時教育講師養成講座を修了した者<br>3 産業医の要件を備えた医師<br>4 安全管理者として5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者<br>5 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者<br>6 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者 |
| 労働衛生関係法令                                       | 1 職長等教育講師養成講座を修了した者<br>2 安全管理者選任時教育講師養成講座を修了した者<br>3 産業医の要件を備えた医師<br>4 安全管理者として5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者<br>5 衛生管理者として5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者<br>6 旧選任基準本則第4号の講習の講師として講習の業務に従事した経験を有する者 |

(4) 業務規程（登録省令第1条の2の7関係）

ア 登録省令第1条の2の7第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、当該修了証の発行及び再発行に関する手続に関することが明らかになっているものであること。

イ 登録省令第1条の2の7第8号に規定する安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画については、安全衛生推進者等養成講習の実施時期、会場、受講者数、講師等が明らかになっているものであること。

(5) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、安全衛生推進者等の選任に関する基準の一部を改正する件（平成21年労働省告示第132号）による改正前の安全衛生推進者等の選任に関する基準本則第4号の規定に基づく講習を行っている者は、平成21年9月30日までの間、改正省令による改正後の安衛則第12条の3第1項の規定に基づく都道府県労働局長の登録を受けた者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの講習を修了した者は、安全衛生推進者等養成講習を修了した者とみなされるものであること。

(6) その他

安全衛生推進者等養成講習の修了者に対し、法第19条の2に基づく安全衛生推進者能力向上教育（初任時）を行わなくて差し支えないこと。

## 2 指定産業医研修機関

(1) 産業医の要件（安衛則第14条第2項第1号関係）

安衛則第14条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する者が行う研修（以下「産業医研修」という。）を修了した者は、産業医の要件を備えた者とするものであること。

(2) 指定（登録省令第1条の2の16関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

(3) 指定基準（登録省令第1条の2の17関係）

産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の18第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間（平成21年厚生労働省告示第136号）によることとするものであること。

(4) 業務規程（登録省令第1条の2の19関係）

登録省令第1条の2の19第1項第4号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

(5) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、改正省令による改正前の安衛則第14条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を行っている者は、改正省令による改正後の安衛則第14条第2項第1号の規定に基づく指定を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの厚生労働大臣が定める研修を修了した者は、産業医研修を修了した者とみなされるものであること。

### 3 指定産業医実習機関

#### (1) 産業医の要件（安衛則第14条第2項第2号関係）

安衛則第14条第2項第2号の規定に基づき産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習（以下「産業医実習」という。）を履修した者は、産業医の要件を備えた者とするものであること。

#### (2) 指定基準（登録省令第1条の2の32関係）

ア 登録省令第1条の2の17第1項第1号に掲げる産業医研修の業務の適切かつ確実な実施に適合した大学とは、次に掲げる実施方法等を満たすものであること。

(ア) 産業医の養成等を行うために必要な大学内における産業医学実習施設及び産業医学教育の協力事業場を有していること。

(イ) 産業医学に関する講義等のうち専門的知識を有し、かつ産業医としての十分な活動の経験を有する者、労働衛生コンサルタント資格を有する者又はこれらに準ずる者によって行われるものであること。

(ウ) おおむね240時間程度の産業医学に関する講義等を実施し、当該課程における必須受講単位とするものであること。

(エ) (ウ) に定めるおおむね240時間程度の産業医学に関する講義等の中で、登録省令第1条の2の32第1項第3号のイからへまでに定める科目について40時間以上の講義を実施するものであること。

(オ) (ウ) に定めるおおむね240時間程度の産業医学に関する講義等の中で、産業医学に関する大学内の実習をおおむね20時間程度実施するものであること。

(カ) (ウ) に定めるおおむね240時間程度の産業医学に関する講義等の中で、五日間の連続した協力事業場における実習を実施するものであること。

(キ) (ウ) に定めるおおむね240時間程度の産業医学に関する講義等の中で、医師免許取得前の学生のための臨床医学と産業医学を融合したおおむね36時間程度の講義を含むものであること。

イ 産業医実習の実習科目の範囲及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の32第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第137号）によることとするものであること。

#### (3) 業務規程（登録省令第1条の2の34関係）

登録省令第1条の2の34第1項第4号に規定する修了証の発行に関する事項については、1(4)アと同様であること。

#### (4) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、改正省令による改正前の安衛則第14条第2項第2号の規定に基づく指定を受けている者は、改正省令による改正後の安衛則第

14条第2項第2号の規定に基づく指定を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、改正省令による改正前の安衛則第14条第2項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する大学において厚生労働大臣が定める実習を履修した者は、産業医実習を履修した者とみなされるものであること。

#### 4 登録校正機関

(1) 粉じん濃度の測定の特例許可及び校正された測定機器の校正（粉じん則第26条第3項関係）

粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第54号。以下「粉じん則」という。）第26条第3項の規定に基づき、粉じん濃度の測定について労働基準監督署長による特例許可を受ける場合には、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録校正機関」という。）により定期に校正された測定機器を使用しなければならないこととするものであること。

(2) 登録（登録省令第19条の24の2関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

(3) 登録基準（登録省令第19条の24の4関係）

登録省令第19条の24の4第1項第1号イからルまでに掲げる機械器具はすべて、登録申請時において、有している必要があること。なお「有する」とは、所有権の有無を問わず随時使用可能な状態におかれているものであること。

(4) 業務規程（登録省令第19条の24の8関係）

登録省令第19条の24の8第1項第5号に規定する校正証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

(5) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、作業環境測定基準の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第129号）による改正前の作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第2条第3項の規定に基づく厚生労働省労働基準局長の指定を受けた者は、平成21年9月30日までの間、改正省令による改正後の粉じん則第26条第3項規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの厚生労働省労働基準局長の指定を受けた者が行った校正は、登録校正機関が行った校正とみなされるものであること。

#### 5 登録発破実技講習機関

(1) 発破技士免許試験の受験資格（安衛則別表第5の4の表関係）

安衛則別表第5の4の表第3号の規定に基づき、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習（以下「発破実技講習」という。）を修了した者は発破技士免許試験の受験資格を備えた者とするものであること。

(2) 登録（登録省令第19条の24の17関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

(3) 登録基準（登録省令第19条の24の19関係）

ア 発破実技講習の講習科目の範囲、時間等は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の19第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法（平成21年厚生労働省告示第138号）によることとするものであること。

イ 登録省令第19条の24の19第1項第2号の表の「条件」の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、次の表の左欄に掲げる講習科目に応じ、同表の右欄に掲げる者が含まれること。

| 講習科目    | 同等以上の知識経験を有する者                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火薬類の取扱い | 1 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において応用化学、土木工学等に関する学科を卒業した者で、その後5年以上産業用火薬類の製造等の業務に従事した経験を有するもの<br>2 発破技士免許試験規程の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第号）による改正前の発破技士免許試験規程（昭和47年労働省告示第97号）第4号の発破実技講習（以下「旧発破実技講習」という。）の「火薬類の取扱い」の科目の講師として講習の業務に従事した経験を有する者 |

(4) 業務規程（登録省令第19条の24の23関係）

ア 登録省令第19条の24の23第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

イ 登録省令第19条の24の23第1項第8号に規定する発破実技講習の実施に関する計画に関する事項については、1（4）イと同様であること。

(5) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、旧発破実技講習を行っている者は、平成21年9月30日までの間、改正省令による改正後の安衛則別表第5の4の表受験資格の欄第3号の規定に基づく都道府県労働局長の登録を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの発破実技講習を受けた者は、発破実技講習を受けた者とみなされるものであること。

## 6 登録ボイラー実技講習機関

(1) 二級ボイラー技士免許試験の受験資格（ボイラー則第101条関係）

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。以下「ボイラー則」という。）第101条第3号ニに基づき、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うボイラー実技講習（以下「ボイラー実技講習」という。）を修了した者は二級ボイラー技士免許試験の受験資格を備えた者とするものであること。

（2）登録（登録省令第19条の24の32関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

（3）登録基準（登録省令第19条の24の34関係）

ア ボイラー実技講習の講習科目の範囲、時間等は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の34第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるボイラー実技講習の実施方法（平成21年厚生労働省告示第139号）によることとするものであること。

イ ボイラー実技講習に使用するボイラーは、油だき又はガスだきボイラー（小型ボイラーを除く。）とすること。この場合において必ずしも付属設備がなくても差し支えないこと。また、付属品は教材用として別途用意しておくことが望ましいこと。

ウ 運転中のボイラーを用いた講習の部分において、講習効果を勘案の上、必要に応じ、シミュレータを補完的に併用して差し支えないこと。

（4）業務規程（登録省令第19条の24の38関係）

ア 第19条の24の38第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

イ 第19条の24の38第1項第8号に規定するボイラー実技講習の実施に関する計画に関する事項については、1（4）イと同様であること。

（5）経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件（平成21年労働省告示第126号）による改正前のボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程（昭和47年労働省告示第116号）第3条第2号の規定に基づくボイラー実技講習を行っている者は、平成21年9月30日までの間、改正省令による改正後のボイラー則第101条第3号ニの規定に基づく都道府県労働局長の登録を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月31日までに、アのボイラー実技講習を修了した者は、ボイラー実技講習を修了した者とみなされるものであること。

## 7 登録コンサルタント講習機関

（1）コンサルタント試験の受験資格（コンサルタント則第2条及び第11条関係）

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号。以下「コンサルタント則」という。）第2条第7号又は第11条第10号の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う安全に関する講習又は衛生に関する講習（以下「コンサルタント講習」という。）を修了した者はそれぞれ労働安全コンサ

ルタント又は労働衛生コンサルタントの受験資格を備えた者とするものであること。

(2) 登録（登録省令第25条の4関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

(3) 登録基準（登録省令第25条の6関係）

ア コンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の6第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第140号）によることとするものであること。

イ 登録省令第25条の6第1項第2号イ及びロの表の「条件」の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、次の表の左欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者が含まれること。

(ア) 安全に関する講習の講師

| 講習科目     | 同等以上の知識経験を有する者                                                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業安全一般   | 1 コンサルタント則第2条第1号から第7号までに定める者<br>2 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和48年労働省告示第37号。以下「コンサルタント規程」という。）第1条各号に定める者 |
| 産業安全関係法令 | 1 高等学校等を卒業した者であって、その後3年以上安全の実務に従事した経験を有するもの<br>2 5年以上安全の実務に従事した経験を有する者                                   |

(イ) 衛生に関する講習の講師

| 講習科目     | 条件                                                                     |
|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 労働衛生一般   | 1 コンサルタント則第11条第1号から第10号までに定める者<br>2 コンサルタント規程第3条各号に定める者                |
| 労働衛生関係法令 | 1 高等学校等を卒業した者であって、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>2 5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 |

(4) 業務規程（登録省令第25条の10関係）

ア 登録省令第25条の10第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

イ 登録省令第25条の10第1項第8号に規定するコンサルタント講習の実施に関する計画に関する事項については、1（4）イと同様であること。

(5) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、改正省令による改正前のコンサルタント則第2条第7号又は第11条第10号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する安全に関する講習又は衛生に関する講習を行っている者は、平成21年9月30日までの間

、それぞれ改正省令による改正後のコンサルタント則第2条第7号又は第11条第10号の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの安全に関する講習又は衛生に関する講習を修了した者は、それぞれ安全に関する講習又は衛生に関する講習を修了した者とみなされるものであること。

## 8 指定筆記試験免除講習機関

(1) コンサルタント試験の筆記試験の免除資格（コンサルタント則第13条第1項関係）  
コンサルタント則第13条第1項の表第11条第2号又は第3号に掲げる者の項に基づき、医師国家試験合格者等であって、厚生労働大臣の指定を受けた者が行う講習（以下「筆記試験免除講習」という。）を修了した者は、労働衛生コンサルタント試験の筆記試験のうち、保健衛生の区分に係る筆記試験が免除されることとするものであること。

(2) 指定（登録省令第25条の20関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

(3) 指定基準（登録省令第25条の21関係）

ア 筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の21第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第141号）によることとするものであること。

イ 登録省令第25条の21第1項第4号の表の「条件」の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、次の表の左欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者が含まれること。

| 講習科目         | 同等以上の知識経験を有する者                              |
|--------------|---------------------------------------------|
| 労働衛生一般及び健康管理 | 1 コンサルタント則第11条第1号から第10号までに定める者              |
|              | 2 コンサルタント規程第3条各号に定める者                       |
| 労働衛生関係法令     | 1 高等学校等を卒業した者であって、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの |
|              | 2 5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者                     |

(4) 業務規程（登録省令第25条の23関係）

第25条の23第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

(5) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、改正省令による改正前のコンサルタント則第13条第1項の表「医師国家試験合格者又は歯科医師国家試験合格者」の項の講習を行っている者は、改正省令による改正後のコンサルタント則第13条第1項の表「

第11条第2号又は第3号に掲げる者」の項の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの講習を修了した者は、筆記試験免除講習を修了した者とみなされるものであること。

## 9 登録計画作成参画者研修機関

### (1) 計画の作成に参画する者の資格（安衛則別表第9関係）

法第88条第5項に基づく厚生労働省令で定める資格を有する者の資格について、安衛則別表第9の表の資格の欄の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修（以下「計画作成参加者研修」という。）を修了した者は厚生労働省令で定める資格を備えた者であるとするものであること。

### (2) 登録（登録省令第53条関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

### (3) 登録基準（登録省令第55条関係）

計画作成参加者研修の研修科目の範囲及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第55条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の研修科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第142号）によることとするものであること。

### (4) 業務規程（登録省令第59条関係）

ア 登録省令第59条第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

イ 登録省令第59条第1項第8号に規定する計画作成参画者研修の実施に関する計画に関する事項については、1（4）イと同様であること。

### (5) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、平成21年厚生労働省告示第147号による廃止前の昭和56年労働省告示第56号（労働安全衛生規則別表第九資格の欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を定める件）第1条第3号の指定又は同告示第2条第2号において準用する第1条第3号の指定を受けている者は、平成21年9月30日までの間、改正省令による改正後の安衛則別表第9の表の資格の欄に規定する厚生労働大臣の登録を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの厚生労働省労働基準局長が指定する研修を修了した者は、計画作成参画者研修を修了した者とみなされるものであること。

## 10 指定労働災害防止業務従事者講習機関

### (1) 指定（登録省令第68条等関係）

改正省令による改正前の安衛則第95条の4に規定されていた法第99条の2に基づく労働災害防止業務従事者に対する講習（以下「労働災害防止業務従事者講習」という。）の内容等を、新たに登録省令第8章に規定するとともに、指定基準の明確化等を図るも

のであること。

(2) 指定基準（登録省令第69条関係）

労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第69条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第143号）によることとするものであること。

(3) 業務規程（登録省令第72条関係）

ア 登録省令第72条第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

イ 講習の実施に当たっては、法第19条の2に規定する能力向上教育又は法第60条の2に規定する安全衛生教育と併せて実施しても差し支えないこと。

(4) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

平成21年3月31日の時点において、法第99条の2第1項の指定を受け、労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件（平成21年労働省告示第150号）による廃止前の労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成4年労働省告示第80号）に規定する講習を行っている者は、労働安全衛生法第99条の2第1項の規定に基づく都道府県労働局長の指定を受けている者とみなされるものであること。

1.1 指定就業制限業務従事者講習機関

(1) 指定（登録省令第82条等関係）

改正省令による改正前の安衛則第95条の5に規定されていた法第99条の3に基づく就業制限業務従事者に対する講習（以下「就業制限業務従事者講習」という。）の内容等を、新たに登録省令第9章に規定するとともに、指定基準の明確化等を図るものであること。

(2) 指定基準（登録省令第83条関係）

就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第83条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第144号）によることとするものであること。

(3) 業務規程（登録省令第86条関係）

ア 登録省令第86条第1項第6号に規定する修了証の発行に関する事項については、1（4）アと同様であること。

イ 講習の実施に当たっては、法第19条の2に規定する能力向上教育又は法第60条の2に規定する安全衛生教育と併せて実施しても差し支えないこと。

(4) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

平成21年3月31日の時点において、法第99条の3第1項の指定を受け、クレーン・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程を廃止する件（平成21年労働省告示第151号）による廃止前のクレーン・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程（

平成4年労働省告示第81号)等に規定する講習を行っている者は、法第90条の3第1項の規定に基づく都道府県労働局長の指定を受けている者とみなされるものであること。

## 1.2 指定記録保存機関

- (1) 線量の測定結果等の厚生労働大臣の指定する機関への引き渡し（電離則第9条、第57条、第61条の2及び第62条関係）

電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）第9条第2項（第62条において準用する場合を含む。）、第57条及び第61条の2（第62条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が指定する機関について、指定基準、実施義務等を明確化したものであること。

- (2) 指定（登録省令第96条関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

## 1.3 登録大学等

- (1) 第2種作業環境測定士となる資格（作環則第5条の2関係）

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）第5条の2の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた大学等（以下「登録大学等」という。）において、必要な知識及び技能を付与する科目を修めて卒業した者等は、第2種作業環境測定士となる資格を有する者とするものであること。

- (2) 登録（作環則第5条の3関係）

作環則第5条の3第3項第6号には、第2種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能を付与する科目として申請するものに係る単位の取得等に関する事項を含むものであること。

- (3) 登録基準（作環則第5条の5関係）

ア 作環則第5条の2各号に掲げる科目の範囲、時間等は、作業環境測定法施行規則第5条の5第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習科目の実施方法（平成21年厚生労働省告示第145号）によることとするものであること。

イ 作環則第5条の5第1項第2号の表の「条件」の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者が含まれること。

| 科目                              | 同等以上の知識経験を有する者                         |
|---------------------------------|----------------------------------------|
| 労働衛生一般及び労働衛生管理                  | 労働衛生コンサルタント試験に合格した者                    |
| 労働衛生関係法令                        | 労働衛生コンサルタント試験に合格した者                    |
| 作業環境について行うデザイン及びサンプリング及び作業環境の評価 | 第2種作業環境測定士として5年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者 |
| 作業環境について行う分析                    | 環境計量士又は技術士として3年以上空気環境                  |

|  |                          |
|--|--------------------------|
|  | その他の環境の測定の実務に従事した経験を有する者 |
|--|--------------------------|

ウ 作環則第5条の5第1項第2号ハについては、同一人が複数の作業場の種類について登録を受けていることを妨げるものではないこと。

エ 作環則第5条の5第1項第3号の「その他教育上又は訓練上必要な機器、設備」には、労働衛生保護具、デザイン及びサンプリングに必要な機器等が含まれるものであること。

(4) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 平成21年3月31日の時点において、改正省令による改正前の作環則第5条の2の規定に基づき厚生労働大臣が認定する大学等は、平成22年3月31日までの間、改正省令による改正後の作環則第5条の2の規定に基づく登録大学等とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの厚生労働大臣が認定する大学等において、厚生労働大臣が指定する科目を修めて卒業した者等は、登録大学等において必要な知識及び技能を付与する科目を修めて卒業した者等とみなされるものであること。

#### 1.4 登録試験免除講習機関

(1) 作業環境測定士試験の免除（作環則第17条関係）

作環則第17条第2号及び第16号の規定に基づき、作業環境測定士試験のうち、環境計量士の登録を受けた者及び第1種衛生管理者免許等を受けた者で一定の実務経験を有するものが厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習（以下「試験免除講習」という。）を修了した場合には、一部の試験科目が免除されることとするものであること。

また、改正省令による改正前の作環則第17条第18号及び第20号の規定に基づく労働衛生専門官等行政関係者に対する作業環境測定士試験の一部を免除する制度を廃止するものであること。

(2) 登録（作環則第17条の2関係）

申請者が財団法人である場合の寄附行為の取扱いについては、1（2）と同様であること。

(3) 登録基準（作環則第17条の4関係）

ア 試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法は、作業環境測定法施行規則第17条の4第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法（平成21年厚生労働省告示第146号）によることとするものであること。

イ 作環則第17条の4第1項第2号の表の「条件」の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、次の表の左欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者が含まれること。

| 講習科目   | 同等以上の知識経験を有する者            |
|--------|---------------------------|
| 労働衛生一般 | 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学 |

|          |                                                                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>(旧大学令(大正7年勅令第388号による大学を含む。))又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。)(以下「大学等」という。))において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、その後3年以上労働衛生の研究に従事した経験を有するもの</p> <p>2 労働衛生コンサルタント試験に合格した者</p> |
| 労働衛生関係法令 | <p>1 大学等を卒業した者であって、その後3年以上労働衛生の研究に従事した経験を有するもの</p> <p>2 労働衛生コンサルタント試験に合格した者</p>                                                                                               |

(4) 業務規程(作環則第17条の8関係)

ア 作環則第17条の8第1項第7号に規定する修了証の発行に関する事項については、1(4)アと同様であること。

イ 作環則第17条の8第1項第9号に規定する試験免除講習の実施に関する計画に関する事項については、1(4)イと同様であること。

(5) 経過措置(改正省令附則第2条関係)

ア 平成21年3月31日の時点において、改正省令による改正前の作環則第17条第2号又は同条第16号に基づく労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を行っている者は、平成21年9月30日までの間、それぞれ改正省令による改正後の作環則第17条第2号又は同条第16号の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けている者とみなされるものであること。

イ 平成21年3月30日までに、アの講習を修了した者は、それぞれ作環則第17条第2号又は同条第16号の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了した者とみなされるものであること。

### 第3 その他

1 労働安全コンサルタント及び衛生コンサルタント試験の受験資格の一部改正

コンサルタント規程第1条第5号に規定する労働安全コンサルタント及び衛生コンサルタント試験の受験資格の対象となる技能検定職種の見直しを行ったものであること。

2 フォークリフトの特定自主検査を実施させることのできる資格の追加

フォークリフトの特定自主検査を実施させることのできる資格として新たに、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる技能検定職種のうち、「産業車両整備」に関する1級又は2級の技能検定に合格した者であって、次に示す研修を修了したものを追加したこと。

(1)「労働安全衛生規則第135条の3第2項及び第151条の24第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者(昭和52年労働省告示第124号)」第4条第3号関係(事業内検査関係)

ア 研修は、次に定める学科研修、実技研修及び検査実習により行われるものであること。

(ア) 学科研修は、次の表の左欄に掲げる科目について同表の中欄に掲げる範囲に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 科目                  | 範囲                                                                                          | 時間   |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| フォークリフトの検査の方法に関する知識 | 分解及び組立ての方法<br>検査の手順<br>検査機器の使用法<br>各部分の異常の有無の判定方法                                           | 2 時間 |
| 関係法令                | 法、労働安全衛生法施行令（昭和 4 7 年政令第 3 1 8 号。以下「令」という。）及び安衛則中の関係条項<br>フォークリフト構造規格（昭和 4 7 年労働省告示第 8 9 号） | 1 時間 |

(イ) 実技研修は、フォークリフトの検査の方法（分解及び組立ての方法を含む。）について 2. 5 時間以上行われるものであること。

(ウ) 検査実習は、2 基以上のフォークリフトを対象として安衛則第 1 5 1 条の 2 1 第 1 項各号に掲げる事項について行われるものであること。

イ 研修の講師及び研修の実施方法については、昭和 5 3 年 2 月 1 0 日付け基発第 8 2 号「事業者が特定自主検査をその使用する労働者に行わせるときの資格研修に関する告示について」の記の 1 と同様であること。

(2) 「登録製造時等検査機関等に関する規則第 1 9 条の 2 2 第 1 項第 1 号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和 4 7 年労働省告示第 1 3 4 号）」第 4 条第 3 号関係（検査業者による検査関係）

ア 研修は、次に定める学科研修、実技研修及び検査実習により行われるものであること。

(ア) 学科研修は、次の表の左欄に掲げる科目について同表の中欄に掲げる範囲に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 科目                  | 範囲                                                | 時間   |
|---------------------|---------------------------------------------------|------|
| フォークリフトの検査の方法に関する知識 | 分解及び組立ての方法<br>検査の手順<br>検査機器の使用法<br>各部分の異常の有無の判定方法 | 4 時間 |
| 関係法令                | 法、令及び安衛則中の関係条項<br>フォークリフト構造規格                     | 2 時間 |

(イ) 実技研修は、フォークリフトの検査の方法（分解及び組立ての方法を含む。）について 7 時間以上行われるものであること。

(ウ) 検査実習は、5 基以上のフォークリフトを対象として安衛則第 1 5 1 条の 2 1 第 1 項各号に掲げる事項について行われるものであること。

イ 研修の講師及び研修の実施方法については、昭和 5 3 年 2 月 1 0 日付け基発第 8 3 号「検査員等の資格等に関する規程の一部改正について」の記の 1 と同様であること。

3 その他この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令・告示の規定の整備を行ったものであること。

#### 4 関係通達の整備

##### (1) 関係通達の読替え

登録省令等の施行に伴い、関係法令中の名称等が変更となったが、これまでに発出し、なお効力を有する通達については、「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」と、「代行機関則」及び「機関則」を「登録省令」と読み替えて適用するものとする。

##### (2) 関係通達の一部改正

ア 平成9年3月25日付け基発第193号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」IVの第2の4(2)イ中「で、労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの」を削り、ロ中「であって、労働省労働基準局長が定める講習を修了した者」を削る。

イ 次に掲げる通達の部分については、当該通達から削除する。

(ア) 昭和38年3月18日付け基発第267号「ボイラ及び圧力容器安全規則の一部改正について」の記の4から6まで

(イ) 昭和47年10月27日付け基発第693号「安全関係免許規程および免許試験規程の施行について」の記の第2の2

##### (3) 関係通達及び要綱の廃止

次に掲げる通達及び要綱等については、廃止する。

##### ア 通達

(ア) 昭和63年12月9日付け基発第749号「安全衛生推進者等養成講習について」

(イ) 平成元年12月20日付け基発第663号「相対濃度指示方法による測定機器を較正する者の指定等の要領及び当該測定機器の較正基準について」

(ウ) 平成4年1月21日付け基発第30号「作業環境測定法施行規則の一部改正について」

(エ) 平成5年1月20日付け基発第35号「労働災害再発防止講習規程について」

(オ) 平成5年1月20日付け基発第36号「労働災害再発防止講習機関の指定について」

(カ) 平成5年1月20日付け基発第37号「労働災害再発防止講習の受講指示について」

(キ) 平成8年8月22日付け基発第525号「作業環境測定法施行規則第17条第19号及び第21号の「労働省労働基準局長が指定する研修」について」

(ク) 平成8年9月13日付け基発第567号「労働安全衛生規則第14条第2項第1号の規定に基づき労働大臣が定める研修を定める告示の適用について」

(ケ) 平成9年8月1日基発第547号「有機溶剤中毒予防規則第18条の2第1項第1号の確認者に係る労働省労働基準局長が定める講習について」

##### イ 要綱等

(ア) 昭和51年5月15日制定「作業環境測定法施行規則第17条第2号の「労働大

臣が指定する労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習」の指定要綱」  
(イ) 昭和56年10月12日制定「作業環境測定法施行規則第17条第17号の「労働大臣が指定する講習」の指定要領」



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働五四)
- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (同五五)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同五六)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同五七)
- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同五八)
- 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同五九)
- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同六〇)

(告示)

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同六一)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令 (同六二)
- 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令 (同六三)
- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示 (厚生労働一二三)
- 発破技士免許試験規程の一部を改正する件 (同一二四)
- 揚貨装置運転転実技教習、クレーン運転実技教習規程の一部を改正する件 (同一二五)
- ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件 (同一二六)
- 登録製造時等検査機関等に関する規則第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件 (同一二七)
- 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する件 (同一二八)
- 作業環境測定基準の一部を改正する件 (同一二九)

- 労働安全衛生規則第百三十五条の三第二項及び第百五十一条の二十四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件 (同一二〇)
- 登録製造時等検査機関等に関する規則別表下欄の規定に基づき厚生労働大臣の定める科目、厚生労働大臣の定める研究及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件 (同一二一)
- 安全衛生推進者等の選任に関する基準の一部を改正する件 (同一二二)
- 労働安全衛生規則第九資格の欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件の一部を改正する件 (同一二三)
- 労働安全衛生規則第十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習科目を定める件 (同一二四)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間を定める件 (同一二五)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間を定める件 (同一二六)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間を定める件 (同一二七)

- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法を定める件 (同一二八)
  - 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の三十四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるボイラー実技講習の実施方法を定める件 (同一二九)
  - 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間を定める件 (同一四〇)
  - 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間を定める件 (同一四一)
  - 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の研修科目の範囲及び時間を定める件 (同一四二)
  - 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間を定める件 (同一四三)
- (以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第八十三条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一四四)
- 作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法を定める件(同一四五)
- 作業環境測定法施行規則第十七条の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法を定める件(同一四六)
- 昭和五十六年労働省告示第五十六号を廃止する件(同一四七)
- 平成三年労働省告示第八十七号を廃止する件(同一四八)
- 平成四年労働省告示第四十六号を廃止する件(同一四九)
- 労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件(同一五〇)
- クレーン・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程を廃止する件(同一五一)
- 車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件(同一五二)
- 玉掛業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件(同一五三)
- 平成八年労働省告示第十一号を廃止する件(同一五四)
- 平成八年労働省告示第十二号を廃止する件(同一五五)

- 平成八年労働省告示第八十号を廃止する件(同一五六)
- 労働安全衛生規則第十四条第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める実習を廃止する件(同一五七)
- 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一五八)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一五九)
- 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一六〇)
- 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件(同一六一)
- 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一六二)
- 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件(同一六三)
- 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一六四)
- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(同一六五)

- 厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同一六六)
- 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件(同一六七)
- 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一六八)
- 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件(同一六九)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(同一七〇)
- 厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(同一七一)
- 厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同一七二)
- 厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件(同一七三)
- 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分の一部を改正する件(同一七四)
- 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件(同一七五)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(同一七六)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食(同一七七)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(同一七八)

○厚生労働省組織規則第七百九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件の一部を改正する件(同一七九)

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(同一八〇)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所  
破産、免責、再生関係

○厚生労働省令第五十五号  
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令  
（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三 中「選任は」の下に「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次に掲げる者は、前項の講習の講習科目（安全衛生推進者に係るものに限る。）のうち厚生労働大臣が定めるものの免除を受けることができる。

一 第五条各号に掲げる者

二 第十条各号に掲げる者

第十四条第二項第一号中「が定める」を「指定する者（法人に限る。）が行う」に改め、同項第二号中「医学の正規の課程であつて」を削り、「ものを」を「医学の正規の課程を」に、厚生労働大臣が定める」を「その大学が行う」に改める。

第八十二条第三項中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

第九十五条の四及び第九十五条の五を次のように改める。

第九十五条の四及び第九十五条の五 削除

別表第五の四の表受験資格の欄第三号中「厚生労働大臣が定める」を「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う」に改める。

別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口、別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口、第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第二号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム建設の仕事を除く。）の項第一号口及び第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の項第一号中「が定める」を「の登録を受けた者が行う」に改める。

様式第三号（裏面）別表中「が定めるもの」を「指定する者（法人に限る。）が行うもの」に、「産業界大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて」を「産業界の養成等を行うことを目的とする」に改め、「課程を」を「設置している産業界大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を」を加え、「厚生労働大臣が定める」を「その大学が行う」に改める。

様式第十八号備考3中「労働安全衛生法及びこれに基づき定められた規定に照する命令」に改める。

様式第二十一号の三から第二十一号の六までを次のように改める。

様式第二十一号の三から第二十一号の六まで 削除

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第二条 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一百一条第三号二「ハ」を「二」に改め、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 都道府県労働局長の登録を受けた者が行うボイラー実技講習を修了した者  
（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第三条 電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（記録等の引渡し）

第六十一条の二 第九条第二項の記録を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

2 電離放射線健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該電離放射線健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

第六十二条中「並びに第五十四条第四項」を「第五十四条第四項並びに前条第一項」に改める。

（登録製造時等検査機関等に関する規則の一部改正）

第四条 登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条）

第一章の二 登録安全衛生推進者等養成講習機関（第一条の二―第一条の二の十五）

第一章の三 指定産業医研修機関（第一条の二の十六―第一条の二の三十）

第一章の四 指定産業医実習機関（第一条の二の三十一―第一条の二の四十四）

第一章の五 登録製造時等検査機関（第一条の二の四十五―第一条の二の五十一）

第二章 登録性能検査機関（第二条―第十条の三）

第二章 登録個別検定機関（第十一条―第十九条の二）

第三章の二 登録型式検定機関（第十九条の三―第十九条の十二）

第三章の三 検査業者（第十九条の十三―第十九条の二十四）

第三章の三の二 登録校正機関（第十九条の二十四の二―第十九条の二十四の十六）

第三章の三の三 登録破壊実技講習機関（第十九条の二十四の十七―第十九条の二十四の三十一）

第三章の三の四 登録ボイラー実技講習機関（第十九条の二十四の三十二―第十九条の二十四の四十六）

第三章の四 指定試験機関（第十九条の二十五―第十九条の三十八）

第四章 登録講習機関（第二十条―第二十五条の三）

第四章の二 登録コンサルタント講習機関（第二十五条の四―第二十五条の十九）

第四章の三 指定筆記試験免除講習機関（第二十五条の二十―第二十五条の三十二）

第五章 指定コンサルタント試験機関（第二十六条―第三十八条）

第六章 指定登録機関（第三十九条―第五十二条）

第七章 登録計画作成参画者研修機関（第五十三条―第六十七条）

第八章 指定労働災害防止業務従事者講習機関（第六十八条―第八十一条）

第九章 指定就業制限業務従事者講習機関（第八十二条―第九十五条）

第十章 指定記録保存機関（第九十六条―第一百九条）

附則

第一条の二 中「昭和四十七年労働省令第三十三号」の下に「以下「ボイラー則」という。」を加え、同条を第一条の二の四十五とする。

第一章の二を第一章の五とし、第一章の次に次の三章を加える。

第一章の二 登録安全衛生推進者等養成講習機関

（登録）

第二条の二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第十二条の三第一項の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、次の区分ごとに、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

一 安全衛生推進者養成講習  
二 衛生推進者養成講習

- 2 登録の申請をしようとする者は、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、当該者が安全衛生推進者養成講習又は衛生推進者養成講習(以下この章において「安全衛生推進者等養成講習」という。)を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長(以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。
- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 次の事項を記載した書面
- イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
- ロ 申請に係る安全衛生推進者等養成講習の業務を管理する者の氏名及び略歴
- ハ 申請に係る安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名、略歴及び担当する安全衛生推進者等養成講習の講習科目
- ニ 安全衛生推進者等養成講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要
- ホ イから二までに掲げるもののほか、第一条の二三第一項各号の要件に適合していることを証する事項
- (欠格条項)
- 第一条の二三 各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第一条の二三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)
- 第一条の二三 都道府県労働局長は、第一条の二三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 安全衛生推進者等養成講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。
- イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次のとおりであること。
- (1) 安全管理
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
- (3) 作業環境管理及び作業管理
- (4) 健康の保持増進対策
- (5) 安全衛生教育
- (6) 安全衛生関係法令
- ロ 衛生推進者養成講習にあつては、次のとおりであること。
- (1) 作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。)
- (2) 健康の保持増進対策
- (3) 労働衛生教育
- (4) 労働衛生関係法令

二 安全衛生推進者等養成講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 講習科目                                          | 条件                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全管理                                          | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働災害防止団体系法(昭和三十九年法律第百十八号)第十二条第一項に規定する安全管理士(以下この号において単に「安全管理士」という。)の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同程度の知識経験を有する者 |
| 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等                  | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置について知識経験を有する者                                                                                          |
| 作業環境管理及び作業管理                                  | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働災害防止団体系法第十二条第一項に規定する衛生管理士(以下この号において単に「衛生管理士」という。)の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同程度の知識経験を有する者                |
| 健康の保持増進対策                                     | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 衛生管理士の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同程度の知識経験を有する者                                                              |
| 安全衛生教育                                        | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>三 安全管理士の資格を有する者<br>四 衛生管理士の資格を有する者<br>五 前各号に掲げる者と同程度の知識経験を有する者                  |
| 安全衛生関係法令                                      | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>三 安全管理士の資格を有する者<br>四 衛生管理士の資格を有する者<br>五 前各号に掲げる者と同程度の知識経験を有する者                  |
| 講習科目                                          | 条件                                                                                                                                |
| 作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。) | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 衛生管理士の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同程度の知識経験を有する者                                                              |
| 健康の保持増進対策                                     | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 衛生管理士の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同程度の知識経験を有する者                                                              |

| 労働衛生教育 |                         |
|--------|-------------------------|
| 一      | 労働安全コンサルタント試験に合格した者     |
| 二      | 労働衛生コンサルタント試験に合格した者     |
| 三      | 安全管理士の資格を有する者           |
| 四      | 衛生管理士の資格を有する者           |
| 五      | 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |

| 労働衛生関係法令 |                         |
|----------|-------------------------|
| 一        | 労働安全コンサルタント試験に合格した者     |
| 二        | 労働衛生コンサルタント試験に合格した者     |
| 三        | 安全管理士の資格を有する者           |
| 四        | 衛生管理士の資格を有する者           |
| 五        | 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |

- 三 安全衛生推進者等養成講習の業務を管理する者が置かれていること。
- 二 登録は、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 第一条の二第一項の区分
- (登録の更新)
- 第一条の二の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- (実施義務)
- 第一条の二の五 登録を受けた者（以下この章において「登録安全衛生推進者等養成講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に安全衛生推進者等養成講習を行わなければならない。
- 一 安全衛生推進者等養成講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項
- 二 安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名
- 2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを更新しようとするときも、同様とする。
- 3 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 4 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を修了した者に對し、遅滞なく、修了の事実を証する証明書（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。
- 5 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した安全衛生推進者等養成講習の結果について、安全衛生推進者等養成講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- (変更の届出)
- 第一条の二の六 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(業務規程)

- 第一条の二の七 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した安全衛生推進者等養成講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを更新しようとするときも、同様とする。
- 一 安全衛生推進者等養成講習の実施方法
- 二 安全衛生推進者等養成講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 安全衛生推進者等養成講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 安全衛生推進者等養成講習の修了証の発行に関する事項
- 七 安全衛生推進者等養成講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項
- 九 第一条の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、安全衛生推進者等養成講習の業務に關し必要な事項
- 2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- (業務の休廃止)
- 第一条の二の八 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、安全衛生推進者等養成講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
- 第一条の二の九 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
- 2 安全衛生推進者等養成講習を受けてようとする者その他の利害関係人は、登録安全衛生推進者等養成講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全衛生推進者等養成講習機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第一条の十 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第一条の十一 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、安全衛生推進者等養成講習を行うべきこと又は安全衛生推進者等養成講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第一条の十二 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて安全衛生推進者等養成講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一条の二の二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第一条の二の五から第一条の二の八まで、第一条の二の九第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第一条の二の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第一条の十三 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を行つたときは、安全衛生推進者等養成講習の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍)、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、安全衛生推進者等養成講習の業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。

2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第一条の二第一項の区分
- 二 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間
- 三 安全衛生推進者等養成講習を行つた年月日
- 四 安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
- 五 安全衛生推進者等養成講習の結果
- 六 その他安全衛生推進者等養成講習に関し必要な事項

3 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の廃止をした場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第一条の十四 都道府県労働局長は、安全衛生推進者等養成講習の実施のため必要な限度において、登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、安全衛生推進者等養成講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第一条の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。

| 登録をしたとき | 登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | 二 安全衛生推進者等養成講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 |
|---------|------------------------------------------------|---------------------------------|
|---------|------------------------------------------------|---------------------------------|

第一条の二の六の規定による第一号の事項の変更の届出があつたとき。

第一条の二の六の規定による第一号の事項の変更の届出があつたとき。

第一条の二の八の規定による届出があつたとき。

第一条の二の十二の規定により登録を取り消し、又は安全衛生推進者等養成講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第一条の二の十二の規定により登録を取り消し、又は安全衛生推進者等養成講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第一条の二の十六 安衛則第十四条第二項第一号の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)は、同号の研修(以下この章において「産業医研修」という。)を行おうとする者(法人に限る。)の申請により行う。

(指定)

第一章の三 指定産業医研修機関

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 産業医研修の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 産業医研修の業務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 役員(氏名及び略歴を記載した書面
- 五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足る書類

## (指定基準)

第一条の十七 厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、産業医研修の業務の実施の方法その他の事項が、産業医研修の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、産業医研修の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三 産業医研修が次に掲げる研修科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

- イ 労働衛生一般
- ロ 健康管理
- ハ メンタルヘルス
- ニ 作業環境管理
- ホ 作業管理

ヘ 健康の保持増進対策

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が行う産業医研修の業務以外の業務により申請者が産業医研修の業務を公正に実施することができないおそれがあること。

二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 申請者が第一条の二十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

## (変更の届出)

第一条の十八 指定を受けた者（以下この章において「指定産業医研修機関」という。）は、その名称若しくは住所又は産業医研修の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 変更後の指定産業医研修機関の名称若しくは住所又は産業医研修の業務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

## (業務規程)

第一条の十九 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の開始前に、次の事項を記載した産業医研修の業務の実施に関する規程（次項において「産業医研修業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 産業医研修の講師の選任及び解任に関する事項

二 産業医研修の講師の職務に関する事項

三 産業医研修の研修科目、履修方法及び時間に関する事項

四 産業医研修の修了証の発行に関する事項

五 産業医研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、産業医研修の業務の実施に関し必要な事項

2 指定産業医研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしたときは、次の事項を記載した申請書に変更後の産業医研修業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

## (事業計画の届出等)

第一条の二十 指定産業医研修機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定産業医研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

## (産業医研修の結果の報告)

第一条の二十一 指定産業医研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した産業医研修の研修科目、回数及び修了者数を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## (勧告)

第一条の二十二 厚生労働大臣は、産業医研修の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医研修機関に対し、産業医研修の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

## (業務の休止)

第一条の二十三 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする産業医研修の業務の範囲

二 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 産業医研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

四 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

## (指定の取消し等)

第一条の二十四 厚生労働大臣は、指定産業医研修機関が第一条の十七第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定産業医研修機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一条の十九、第一条の二十又は前条の規定に違反したとき。

二 第一条の二十二の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 第一条の二十七第一項の条件に違反したとき。

## (帳簿)

第一条の二十五 指定産業医研修機関は、産業医研修を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、医籍の登録番号、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、産業医研修の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の廃止をした場合指定を取り消された場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

## (報告の徴収)

第一条の二十六 厚生労働大臣は、産業医研修の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医研修機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

## (指定の条件)

第一条の二十七 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(厚生労働大臣による産業医研修の実施)

第一条の二十八 厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、第一条の二十三の規定による産業医研修の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第一条の二十四の規定により指定を取り消し、若しくは指定産業医研修機関に対し産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定産業医研修機関が天災その他の事由により産業医研修の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該産業医研修の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 指定産業医研修機関は、前項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該産業医研修の業務並びに当該産業医研修の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(公示)

第一条の二十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| 指定をしたとき                                                     | 指定を受けたとき                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>指定した年月日</p>                 | <p>指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>指定した年月日</p>                                                                                                     |
| <p>第一条の二十三の規定による届出があつたとき</p>                                | <p>一 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する</p> <p>二 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>三 休止し、又は廃止する産業医研修の業務の範囲</p> <p>四 産業医研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p> |
| <p>第一条の二十四第一項の規定による取消しをしたとき</p>                             | <p>一 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p>                                                                                             |
| <p>第一条の二十四第二項の規定により指定を取り消し、又は産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき</p> | <p>一 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p> <p>三 産業医研修の業務の全部又は一部を停止を命じた場合にあっては、停止を命じた産業医研修の業務の範囲及びその期間</p>                              |
| <p>前条第一項の規定により厚生労働大臣が産業医研修の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき</p>        | <p>一 産業医研修の業務の全部又は一部を行つた年月日</p> <p>二 行つたものとする産業医研修の業務の範囲及びその期間</p>                                                                              |
| <p>前条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた産業医研修の業務の全部又は一部を行わないものとするとき</p> | <p>一 産業医研修の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日</p> <p>二 行わないものとした産業医研修の業務の範囲</p>                                                                             |

(業務の委託)

第一条の三十 指定産業医研修機関は、その業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者(法人に限る。次項において同じ。)に委託することができる。

2 指定産業医研修機関は、前項の規定によりその業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 委託を必要とする理由
- 二 受託者の名称及び住所
- 三 委託しようとする産業医研修の業務の範囲
- 四 委託の期間

(指定)

第一条の三十一 安衛則第十四条第二項第二号の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)は、同号の実習(以下この章において「産業医実習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 産業医実習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 産業医実習の業務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 寄附行為又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書
  - 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
  - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 役員の名簿及び略歴を記載した書面
  - 五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

第一条の三十二 厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、産業医実習の業務の実施の方法その他の事項が、産業医実習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が、産業医実習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 三 産業医実習が次に掲げる実習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

- イ 労働衛生一般
- ロ 健康管理
- ハ メンタルヘルス
- ニ 作業環境管理
- ホ 作業管理
- ヘ 健康の保持増進対策

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- 一 申請者が行う産業医実習の業務以外の業務により申請者が産業医実習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 申請者が第一条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員の中に、第二号に該当する者があること。

(変更の届出)

第一条の二十三 指定を受けた者（以下この章において「指定産業医実習機関」という。）は、その名称若しくは住所又は産業医実習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 変更後の指定産業医実習機関の名称若しくは住所又は産業医実習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(業務規程)

第一条の三十四 指定産業医実習機関は、産業医実習の業務の開始前に、次の事項を記載した産業医実習の業務の実施に関する規程（次項において「産業医実習業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 産業医実習の実施の方法に関する事項

二 産業医実習の講師の選任及び解任に関する事項

三 産業医実習の実習科目及び時間に関する事項

四 産業医実習の修了証の発行に関する事項

五 産業医実習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、産業医実習の業務の実施に関し必要な事項

2 指定産業医実習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の産業医実習業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画の届出等)

第一条の三十五 指定産業医実習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、）厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定産業医実習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(産業医実習の結果の報告)

第一条の三十六 指定産業医実習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度に実施した産業医実習の実習科目、回数及び修了者数を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)

第一条の三十七 厚生労働大臣は、産業医実習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医実習機関に対し、産業医実習の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(業務の休廃止)

第一条の三十八 指定産業医実習機関は、産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする産業医実習の業務の範囲

二 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

四 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(指定の取消し等)

第一条の三十九 厚生労働大臣は、指定産業医実習機関が第一条の三十二第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定産業医実習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて産業医実習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一条の二十四、第一條の三十五又は前條の規定に違反したとき。

二 第一條の三十七の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 第一條の四十二第一項の条件に違反したとき。

(帳簿)

第一条の四十 指定産業医実習機関は、産業医実習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、医籍の登録番号、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、産業医実習の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 指定産業医実習機関は、産業医実習の業務の廃止をした場合（指定を取り消された場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第一条の四十一 厚生労働大臣は、産業医実習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医実習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第一条の四十二 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(厚生労働大臣による産業医実習の実施)

第一条の四十三 厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、第一條の三十八の規定による産業医実習の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第一條の三十九の規定により指定を取り消し、若しくは指定産業医実習機関に対し産業医実習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定産業医実習機関が天災その他の事由により産業医実習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該産業医実習の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 指定産業医実習機関は、前項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該産業医実習の業務並びに当該産業医実習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(公示)

第一条の四十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| 指定をしたとき。                  |                                                   |
|---------------------------|---------------------------------------------------|
| 指定をした年月日                  | 指定を受けた産業医実習機関の名称及び事務所の所在地                         |
| 第一条の三十八の規定による届出があつたとき。    | 一 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定産業医実習機関の名称及び事務所の所在地 |
|                           | 二 休止し、又は廃止する産業医実習の業務の範囲                           |
|                           | 三 休止し、又は廃止する年月日                                   |
|                           | 四 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間            |
| 第一条の三十九第一項の規定による取消しをしたとき。 | 一 指定産業医実習機関の名称及び事務所の所在地                           |
|                           | 二 指定を取り消した年月日                                     |

|                                                        |                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一条の二の三十九第二項の規定により指定を取り消し、又は産業医実習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき | 一 指定産業医実習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消し、又は産業医実習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日<br>三 産業医実習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた産業医実習の業務の範囲及びその期間 |
| 前条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行った産業医実習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき     | 一 産業医実習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日<br>二 行うものとする産業医実習の業務の範囲及びその期間                                                                    |

第一条の三「様式第一号」を「様式第四号の二」に改める。  
第一条の五の二「様式第一号の二」を「様式第一号の五」に改める。  
第一条の八第二項中「様式第七号」を「様式第六号」に改める。  
第三条中「様式第一号」を「様式第四号の二」に改める。  
第五条の二中「様式第一号の二」を「様式第一号の五」に改める。  
第八条第二項中「様式第七号」を「様式第六号」に改める。  
第九条中「様式第六号」を「様式第七号」に改める。  
第十二条中「様式第一号」を「様式第四号の二」に改める。  
第十四条の二中「様式第一号の二」を「様式第一号の五」に改める。  
第十七条第二項中「様式第七号」を「様式第六号」に改める。  
第十九条の四「様式第一号」を「様式第四号の二」に改める。  
第十九条の六の二「様式第一号の二」を「様式第一号の五」に改める。  
第十九条の九第二項中「様式第七号」を「様式第六号」に改める。  
第十九条の二十二第一項第一号イ中「同じ」において「を」を「第二十五条の六第一項第二号及び第二十五条の二十一第一項第四号を除き同じ」において「に」に改める。  
第三章の三の次に次の三章を加える。  
第三章の三の二 登録校正機関

(登録)

第十九条の二十四の二 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。）第二十六条第三項の登録（以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除き、この章において単に「登録」という。）は、同項の校正（以下この章において単に「校正」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録校正機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 校正を行う者（以下この章において「校正員」という。）を指揮するとともに、校正の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴  
ハ 校正員が第十九条の二十四の四第一項第三号イからハまでのいずれに該当するかの別  
ニ 第十九条の二十四の四第一項第一号の機械器具その他の設備の数、性能等及びその所有又は借入れの別  
ホ 校正の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要  
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第十九条の二十四の四第一項各号の要件に適合していることを証する事項  
(欠格条項)

第十九条の二十四の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。  
一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者  
二 第十九条の二十四の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者  
三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの  
(登録基準)

第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。  
一 次に掲げる校正を行うために必要な機械器具を有し、これを用いて校正を行うものであること。

- イ ダストチェンバー
- ロ 直線性の試験において必要な技術的条件を満たすことのできる粒子を発生する装置
- ハ 測定原理及び検出器の特性が校正を受ける測定機器と同一である複数の校正用の測定機器
- ニ ステアリン酸粒子発生装置
- ホ ローポリウムエアサンプラー
- ヘ 天秤
- ト 熱式風速計
- チ 直流用安定化電源
- リ 光電子増倍管チェッカー
- ヌ 回路チェッカー
- ル 周波数メーター

二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二十五条に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。  
三 校正員が次のいずれかに該当する者であること。

- イ 作業環境測定法第二十四条に規定する作業環境測定士
- ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後二年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの
- ハ 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、その後五年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの

- 2 登録は、登録校正機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。  
一 登録年月日及び登録番号  
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
三 事務所の名称及び所在地

(登録の更新)

第十九条の二十四の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第十九条の二十四の六 登録を受けた者（以下この章において「登録校正機関」という。）は、校正を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、校正を行わなければならない。

2 登録校正機関は、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて校正の実施方法を定め、これに従つて公正に校正の業務を行わなければならない。

3 登録校正機関は、校正を行つた後遅滞なく、校正を求めた者に対し、校正したことを証する書面（以下第十九条の二十四の八第一項第五号及び第十九条の二十四の十四第一項第六号において「校正証」という。）を交付しなければならない。

4 登録校正機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した校正の結果について、校正実施結果報告書（様式第八号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十九条の二十四の七 登録校正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録校正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十九条の二十四の八 登録校正機関は、校正の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した校正の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 校正の実施方法

二 校正に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 校正の業務を行う時間及び休日に関する事項

五 校正証の発行に関する事項

六 校正の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七 第十九条の二十四の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、校正の業務に関し必要な事項

2 登録校正機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休止)

第十九条の二十四の九 登録校正機関は、校正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、校正業務休止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の二十四の十 登録校正機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 校正の申込みをしようとする者その他の利害関係人は、登録校正機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録校正機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十九条の二十四の十一 厚生労働大臣は、登録校正機関が第十九条の二十四の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録校正機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十九条の二十四の十二 厚生労働大臣は、登録校正機関が第十九条の二十四の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録校正機関に対し、校正を行うべきこと又は校正の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の二十四の十三 厚生労働大臣は、登録校正機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて校正の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(帳簿)

第十九条の二十四の十四 登録校正機関は、測定機器の校正を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から一年間保存しなければならない。

一 校正を行った測定機器を所有する者の氏名又は名称及び住所

二 校正を行った測定機器の型式及び製造番号

三 校正を行った年月日

四 校正を行った校正員の氏名

五 校正の結果

六 校正証の番号

七 その他校正に関し必要な事項

2 登録校正機関は、校正の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第十九条の二十四の十五 厚生労働大臣は、校正の実施のため必要な限度において、登録校正機関に対し、校正事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)  
第十九条の二十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

|                                                     |                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録をしたとき。                                            | 一 登録校正機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 校正の業務を行う事務所の名称及び所在地<br>三 登録した年月日                                                                                 |
| 第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。    | 一 変更前及び変更後の登録校正機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 変更する年月日                                                                                                 |
| 第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。    | 一 登録校正機関の氏名又は名称<br>二 変更前及び変更後の校正の業務を行う事務所の名称及び所在地<br>三 変更する年月日                                                                                               |
| 第十九条の二十四の九の規定による届出があつたとき。                           | 一 校正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録校正機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 休止し、又は廃止する校正の業務の範囲<br>三 校正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日<br>四 校正の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間 |
| 第十九条の二十四の十三の規定により登録を取り消し、又は校正の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 | 一 登録校正機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 登録を取り消し、又は校正の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日<br>三 校正の業務の全部又は一部を休止を命じた場合にあっては、停止を命じた校正の業務の範囲及びその期間                          |

第三章の三 登録発破実技講習機関

(登録)

第十九条の二十四の十七 安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、同号の発破実技講習（以下この章において単に「発破実技講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録発破実技講習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が発破実技講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）  
三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 発破実技講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 発破実技講習の講師の氏名、略歴及び担当する発破実技講習の講習科目

二 発破実技講習に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又は借入れの別  
本 発破実技講習の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務の種類及び概要  
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第十九条の二十四の十九第一項各号の要件に適合していることを証する事項  
(欠格条項)

(欠格条項)

第十九条の二十四の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。  
一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者  
二 第十九条の二十四の二十八の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者  
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの  
(登録基準)

第十九条の二十四の十九 都道府県労働局長は、第十九条の二十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合してゐるときは、その登録をしなければならない。  
一 発破実技講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 火薬類の取扱  
ロ 発破の方法  
二 発破実技講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 講習科目   | 条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火薬類の取扱 | 一次に掲げる者であつて、一年以上火薬類の取扱の業務に従事した経験を有するもの<br>イ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三十一条第一項の甲種火薬製造保安責任者免状若しくは乙種火薬製造保安責任者免状又は同条第二項の甲種火薬取扱保安責任者免状若しくは乙種火薬取扱保安責任者免状を有する者<br>ロ 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）附則第二條の規定による廃止前の保安技術職員試験規則（昭和二十五年通商産業省令第七十二号）第八條の甲種保安技術職員試験、乙種保安技術職員試験、丙種保安技術職員試験若しくは丁種保安技術職員試験又は同令第九條第一項の甲種保安技術職員試験若しくは乙種保安技術職員試験、甲種坑内保安技術職員試験、乙種坑内保安技術職員試験若しくは丁種坑内保安技術職員試験、甲種坑外保安技術職員試験若しくは乙種坑外保安技術職員試験に合格した者 |
| 発破の方法  | ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者<br>ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 発破の方法  | 一 火薬類の取扱の項第一号イからニまでに掲げる者であつて、二年以上発破に関する業務に従事した経験を有するもの<br>二 発破技術士免許を受けた者であつて、五年以上発破の業務に従事した経験を有するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

三 発破実技講習の業務を管理する者が置かれてゐること。

2 登録は、登録発破実技講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地

(登録の更新)

第十九条の二十四の二十 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第十九条の二十四の二十一 登録を受けた者（以下この章において「登録発破実技講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した発破実技講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に発破実技講習を行わなければならない。

- 一 発破実技講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項
- 二 発破実技講習の講師の氏名

3 登録発破実技講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 登録発破実技講習機関は、発破実技講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録発破実技講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した発破実技講習の結果について、発破実技講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十九条の二十四の二十二 登録発破実技講習機関は、第十九条の二十四の十九第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録発破実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(業務規程)

第十九条の二十四の二十三 登録発破実技講習機関は、発破実技講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した発破実技講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 発破実技講習の実施方法
- 二 発破実技講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 発破実技講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 発破実技講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 発破実技講習の修了証の発行に関する事項
- 七 発破実技講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 発破実技講習の実施に関する計画に関する事項
- 九 第十九条の二十四の二十五第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、発破実技講習の業務に関し必要な事項

2 登録発破実技講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(業務の休止)

第十九条の二十四の二十四 登録発破実技講習機関は、発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、発破実技講習業務休止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の二十四の二十五 登録発破実技講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所内に備えて置かなければならない。

2 発破実技講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録発破実技講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録発破実技講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十九条の二十四の二十六 都道府県労働局長は、登録発破実技講習機関が第十九条の二十四の十九第一号各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録発破実技講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十九条の二十四の二十七 都道府県労働局長は、登録発破実技講習機関が第十九条の二十四の二十一第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録発破実技講習機関に対し、発破実技講習を行うべきこと又は発破実技講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の二十四の二十八 都道府県労働局長は、登録発破実技講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて発破実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条の二十四の十八第一号又は第三号に該当するに至つたとき
- 二 第十九条の二十四の二十一から第十九条の二十四の二十四まで、第十九条の二十四の二十五第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第十九条の二十四の二十五第二号各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき
- 五 不正の手段により登録を受けたとき

(帳簿)

第十九条の二十四の二十九 登録発破実技講習機関は、発破実技講習を行つたときは、発破実技講習の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍)、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、発破実技講習の業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。

2 登録発破実技講習機関は、発破実技講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 発破実技講習の講習科目及び時間

二 発破実技講習を行つた年月日

三 発破実技講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

四 発破実技講習の結果

五 その他発破実技講習に関し必要な事項

3 登録発破実技講習機関は、発破実技講習の業務の廃止をした場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。)には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第十九条の二十四の三十 都道府県労働局長は、発破実技講習の実施のため必要な限度において、登録発破実技講習機関に対し、発破実技講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)  
第十九条の二十四の三十一 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

|                                                            |                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録をしたとき。                                                   | 一 登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 登録発破実技講習の業務を行う事務所の名称及び所在地<br>三 登録した年月日                                                                                                   |
| 第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。        | 一 変更前及び変更後の登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 変更する年月日                                                                                                                         |
| 第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。        | 一 登録発破実技講習機関の氏名又は名称<br>二 変更前及び変更後の登録発破実技講習の業務を行う事務所の名称及び所在地<br>三 変更する年月日                                                                                                                 |
| 第十九条の二十四の二十四の規定による届出があつたとき。                                | 一 登録発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 休止し、又は廃止する登録発破実技講習の業務の範囲<br>三 登録発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日<br>四 登録発破実技講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 |
| 第十九条の二十四の二十八の規定により登録を取り消し、又は登録発破実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 | 一 登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 登録を取り消し、又は登録発破実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日<br>三 登録発破実技講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた登録発破実技講習の範囲及びその期間                                   |

第三章の三の四 登録ボイラー実技講習機関

(登録)

第十九条の二十四の三十二 ボイラー則第一百一条第三号二の登録(以下この章において単に「登録」という。)は、同号二のボイラー実技講習(以下この章において単に「ボイラー実技講習」という。)を行う者とする者の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録ボイラー実技講習機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、当該者がボイラー実技講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長(以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ ボイラー実技講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ ボイラー実技講習の講師の氏名、略歴及び担当するボイラー実技講習の講習科目

ニ ボイラー実技講習に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又は借入れの別

ホ ボイラー実技講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第十九条の二十四の三十四第一項各号の要件に適合していることを証する事項

(欠格条項)

第十九条の二十四の三十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十九条の二十四の四十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)

第十九条の二十四の三十四 都道府県労働局長は、第十九条の二十四の三十二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 ボイラー実技講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 燃焼

ロ 附属設備及び附属品の取扱い

ハ 水処理及び吹出し

ニ 点検及び異常時の処置

三 ボイラー実技講習の講師が、次の各号のいずれかに該当する者であること。

イ 特級ボイラー技士免許を受けた者であつて、その後二年以上ボイラーを取り扱う業務に従事した経験を有するもの

ロ 一級ボイラー技士免許を受けた者であつて、その後五年以上ボイラーを取り扱う業務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 ボイラー実技講習の業務を管理する者が置かれていること。

2 登録は、登録ポイラー実技講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地

(登録の更新)

第十九条の二十四の三十五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第十九条の二十四の三十六 登録を受けた者（以下この章において「登録ポイラー実技講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載したポイラー実技講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正にポイラー実技講習を行わなければならない。

- 一 ポイラー実技講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項
- 二 ポイラー実技講習の講師の氏名

2 登録ポイラー実技講習機関は、毎事業年度開始前に、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 登録ポイラー実技講習機関は、前項後段の規定により變更の届出をしようとするときは、実施計画變更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録ポイラー実技講習機関は、ポイラー実技講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録ポイラー実技講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施したポイラー実技講習の結果について、ポイラー実技講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(變更の届出)

第十九条の二十四の三十七 登録ポイラー実技講習機関は、第十九条の二十四の三十四第二項第二号又は第三号の事項を變更しようとするときは、變更しようとする日の二週間前までに、登録ポイラー実技講習機関登録事項變更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(業務規程)

第十九条の二十四の三十八 登録ポイラー実技講習機関は、ポイラー実技講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載したポイラー実技講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

- 一 ポイラー実技講習の実施方法
- 二 ポイラー実技講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 ポイラー実技講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 ポイラー実技講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 ポイラー実技講習の修了証の発行に関する事項
- 七 ポイラー実技講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 ポイラー実技講習の実施に関する計画に関する事項
- 九 第十九条の二十四の四十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、ポイラー実技講習の業務に関し必要な事項

2 登録ポイラー実技講習機関は、前項後段の規定により變更の届出をしようとするときは、業務規程變更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十九条の二十四の三十九 登録ポイラー実技講習機関は、ポイラー実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、ポイラー実技講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の二十四の四十 登録ポイラー実技講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 ポイラー実技講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録ポイラー実技講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録ポイラー実技講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十九条の二十四の四十一 都道府県労働局長は、登録ポイラー実技講習機関が第十九条の二十四の三十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録ポイラー実技講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十九条の二十四の四十二 都道府県労働局長は、登録ポイラー実技講習機関が第十九条の二十四の三十六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録ポイラー実技講習機関に対し、ポイラー実技講習を行うべきこと又はポイラー実技講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の二十四の四十三 都道府県労働局長は、登録ポイラー実技講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてポイラー実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条の二十四の三十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十九条の二十四の三十六から第十九条の二十四の三十九まで、第十九条の二十四の四十第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十九条の二十四の四十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第十九条の二十四の四十四 登録ボイラー実技講習機関は、ボイラー実技講習を行ったときは、ボイラー実技講習の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍)、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、ボイラー実技講習の業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。

2 登録ボイラー実技講習機関は、ボイラー実技講習を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 ボイラー実技講習の講習科目及び時間

二 ボイラー実技講習を行った年月日

三 ボイラー実技講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

四 ボイラー実技講習の結果

五 その他ボイラー実技講習に必要事項

3 登録ボイラー実技講習機関は、ボイラー実技講習の業務の廃止をした場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。)には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第十九条の二十四の四十五 都道府県労働局長は、ボイラー実技講習の実施のため必要な限度において、登録ボイラー実技講習機関に対し、ボイラー実技講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第十九条の二十四の四十六 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

| 登録をしたとき                                                   | 登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名                                                                                                                       | ボイラー実技講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 | 登録した年月日 |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------|
| 第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき       | 一 変更前及び変更後の登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 変更する年月日                                                                                               |                           |         |
| 第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき       | 一 登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称<br>二 変更前及び変更後のボイラー実技講習の業務を行う事務所の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>三 変更する年月日                                                                     |                           |         |
| 第十九条の二十四の三十九の規定による届出があつたとき                                | 一 止する登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 休止し、又は廃止するボイラー実技講習の業務の範囲<br>三 ボイラー実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日<br>四 ボイラー実技講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 |                           |         |
| 第十九条の二十四の四十三の規定により登録を取り消し、又はボイラー実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき | 一 登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 登録を取り消し、又はボイラー実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日<br>三 ボイラー実技講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じたボイラー実技講習の範囲及びその期間         |                           |         |

第二十一条中「様式第八号」を「様式第一号」に改める。

第二十二条の二中「様式第一号の二」を「様式第一号の五」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四号の二 登録コンサルタント講習機関

(登録)

第二十五条の四 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号。以下「コンサルタント規則」という。)第二条第七号の登録及びコンサルタント規則第十一

条第十号の登録(以下この章において単に「登録」という。)は、それぞれコンサルタント規則第二

条第七号の安全に関する講習(以下この章において単に「安全に関する講習」という。)及びコン

サルタント規則第十一号の衛生に関する講習(以下この章において単に「衛生に関する講習」という。)(以下この章において「コンサルタント講習」という。)を行おうとする者の申請により

行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録コンサルタント講習機関登録申請書(様式第一号)に次

の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 申請に係るコンサルタント講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 申請に係るコンサルタント講習の講師の氏名、略歴及び担当するコンサルタント講習の講

習科目

ニ コンサルタント講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第二十五条の六第一項各号の要件に適合していること

を証する事項

(欠格条項)

第二十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又

は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十五条の十五の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過

しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第二十五条の六 厚生労働大臣は、第二十五条の四の規定により登録を申請した者が次に掲げる要

件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 コンサルタント講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行

われるものであること。

イ 安全に関する講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 産業安全一般

(2) 産業安全関係法令

ロ 衛生に関する講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 労働衛生一般

(2) 労働衛生関係法令

## 二 コンサルタント講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 講習科目                                                                     | 条件                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業安全一般                                                                   | 一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧専門学校令による専門学校（以下この号において「大学等」という。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの<br>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |
| 産業安全関係法令                                                                 | 一 大学等を卒業した者であつて、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                                                                                                                      |
| 衛生に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。 |                                                                                                                                                                                                                            |
| 講習科目                                                                     | 条件                                                                                                                                                                                                                         |
| 労働衛生一般                                                                   | 一 大学等において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                     |
| 労働衛生関係法令                                                                 | 一 大学等を卒業した者であつて、その後一年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                                                                                                                      |

## 三 コンサルタント講習の業務を管理する者が置かれていること。

2 登録は、登録コンサルタント講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 事務所の名義及び所在地
- 四 安全に関する講習又は衛生に関する講習の別

## （登録の更新）

第二十五条の七 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

## （実施義務）

第二十五条の八 登録を受けた者（以下この章において「登録コンサルタント講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載したコンサルタント講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正にコンサルタント講習を行わなければならない。

- 一 コンサルタント講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項
- 二 コンサルタント講習の講師の氏名

2 登録コンサルタント講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録コンサルタント講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録コンサルタント講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施したコンサルタント講習の結果について、コンサルタント講習実施結果報告書（様式第一号の四）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## （変更の届出）

第二十五条の九 登録コンサルタント講習機関は、第二十五条の六第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録コンサルタント講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## （業務規程）

第二十五条の十 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載したコンサルタント講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## 一 コンサルタント講習の実施方法

## 二 コンサルタント講習に関する料金

## 三 前号の料金の収納の方法に関する事項

## 四 コンサルタント講習の講師の選任及び解任に関する事項

## 五 コンサルタント講習の講習科目及び時間に関する事項

## 六 コンサルタント講習の修了証の発行に関する事項

## 七 コンサルタント講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

## 八 コンサルタント講習の実施に関する計画に関する事項

九 第二十五条の十二第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項  
十 前各号に掲げるもののほか、コンサルタント講習の業務に関し必要な事項  
2 登録コンサルタント講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## （業務の休廃止）

第二十五条の十一 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、コンサルタント講習業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## （財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十五条の十二 登録コンサルタント講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 コンサルタント講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録コンサルタント講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、た、第二号又は第四号の請求をするには、登録コンサルタント講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)  
第二十五条の十三 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が第二十五条の六第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録コンサルタント講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)  
第二十五条の十四 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が第二十五条の八第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録コンサルタント講習機関に対し、コンサルタン講習を行うべきこと又は登録コンサルタント講習の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)  
第二十五条の十五 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて登録コンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき

二 第二十五条の八から第二十五条の十一まで、第二十五条の十二第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき

三 正当な理由がないのに第二十五条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき

四 前二条の規定による命令に違反したとき

五 不正の手段により登録を受けたとき

(帳簿)  
第二十五条の十六 登録コンサルタント講習機関は、登録コンサルタント講習を行つたときは、登録コンサルタント講習の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍)、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、登録コンサルタント講習の業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む)に至るまで保存しなければならない。

2 登録コンサルタント講習機関は、登録コンサルタント講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 安全に關する講習又は衛生に關する講習の別

二 コンサルタント講習の講習科目及び時間

三 コンサルタント講習の講習を行つた年月日

四 コンサルタント講習の講師の氏名及びその者の資格に關する事項

五 コンサルタント講習の結果

六 その他登録コンサルタント講習に關し必要な事項

3 登録コンサルタント講習機関は、登録コンサルタント講習の業務の廃止をした場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む)には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(厚生労働大臣による登録コンサルタント講習の実施)  
第二十五条の十七 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第二十五条の十一の規定による登録コンサルタント講習の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十五条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録コンサルタント講習機関に対し登録コンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録コンサルタント講習機関が天災その他の事由により登録コンサルタント講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があるとき、当該登録コンサルタント講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 登録コンサルタント講習機関は、前項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該登録コンサルタント講習の業務並びに当該登録コンサルタント講習の業務に關する帳簿及び書類を引き継ぐこと

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(報告の徴収)  
第二十五条の十八 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習の実施のため必要な限度において、登録コンサルタント講習機関に対し、登録コンサルタント講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(公示)  
第二十五条の十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| 登録をしたとき                                   | 登録を消したとき                                                                                           |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき | 一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 コンサルタント講習の業務を行う事務所の名称及び所在地<br>三 行うことができる登録した年月日 |
| 第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき | 一 変更前及び変更後の登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 変更する年月日                                |
| 第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき | 一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称<br>二 変更前及び変更後の登録コンサルタント講習の業務を行う事務所の名称及び所在地<br>三 変更する年月日                     |

|                        |                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十五条の十一の規定による届出があつたとき | 一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二 休止し、又は廃止する登録コンサルタント講習の業務の範囲<br>三 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日<br>四 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第二十五条の十五の規定により登録を取り消し、又はコンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

- 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 登録を取り消し、又はコンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
- コンサルタント講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じたコンサルタント講習の範囲及びその期間

第二十五条の十七第一項の規定により厚生労働大臣がコンサルタント講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。

- コンサルタント講習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日
- 行うものとするコンサルタント講習の業務の範囲及びその期間

第二十五条の十七第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていたコンサルタント講習の業務の全部又は一部を行わないものとするとき。

- コンサルタント講習の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日
- 行わないものとしたコンサルタント講習の業務の範囲

第四章の三 指定筆記試験免除講習機関

(指定)

第二十五条の二十 コンサルタント則第十三条第一項の表第二号又は第三号に掲げる者の項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、同項の講習(以下この章において「筆記試験免除講習」という。)を行おうとする者(法人に限る。)の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 名称及び住所
- 筆記試験免除講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 筆記試験免除講習の業務を開始しようとする年月日
- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における財産目録及び貸借対照表
  - 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 役員の名簿及び略歴を記載した書面
  - 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

第二十五条の二十一 厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 職員、設備、筆記試験免除講習の業務の実施の方法その他の事項が、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 経理的及び技術的な基礎が、筆記試験免除講習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 筆記試験免除講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

- 労働衛生一般
- 労働衛生関係法令
- 健康管理

四 筆記試験免除講習の講師が次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 講習科目         | 条件                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働衛生一般及び健康管理 | 一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧専門学校令による専門学校(以下この号において「大学等」という。)において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |
| 労働衛生関係法令     | 一 大学等を卒業した者であつて、その後一年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                                                                                                                      |

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- 申請者が行う筆記試験免除講習の業務以外の業務により申請者が筆記試験免除講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 申請者が第二十五条の二十八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

(変更の届出)

第二十五条の二十二 指定を受けた者(以下この章において「指定筆記試験免除講習機関」という。)は、その名称若しくは住所又は筆記試験免除講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 変更後の指定筆記試験免除講習機関の名称若しくは住所又は筆記試験免除講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地
- 変更しようとする年月日
- 変更の理由

2 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 新設し、又は廃止しようとする事務所において筆記試験免除講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日
- 新設又は廃止の理由

(業務規程)

第二十五条の二十三 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務の開始前に、次の事項を記載した筆記試験免除講習の業務の実施に関する規程(次項において「筆記試験免除講習業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 筆記試験免除講習の実施方法に関する事項
- 筆記試験免除講習に関する料金
- 前号の料金の収納の方法に関する事項

- 四 筆記試験免除講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 筆記試験免除講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 筆記試験免除講習の修了証の発行に関する事項
- 七 筆記試験免除講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、筆記試験免除講習の業務に關し必要な事項
- 2 指定筆記試験免除講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の筆記試験免除講習業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- (事業計画の届出等)
- 第二十五条の二十四 指定筆記試験免除講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定筆記試験免除講習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (筆記試験免除講習の結果の報告)
- 第二十五条の二十五 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習を実施したときは、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証の番号を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (勅告)
- 第二十五条の二十六 厚生労働大臣は、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定筆記試験免除講習機関に対し、筆記試験免除講習の業務に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (業務の休廃止)
- 第二十五条の二十七 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 一 休止し、又は廃止しようとする筆記試験免除講習の業務の範囲
- 二 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
- (指定の取消し等)
- 第二十五条の二十八 厚生労働大臣は、指定筆記試験免除講習機関が第二十五条の二十一第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、指定筆記試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて筆記試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第二十五条の二十三、第二十五条の二十四又は前条の規定に違反したとき。
- 二 第二十五条の二十六の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。
- 三 第二十五条の三十一第一項の条件に違反したとき。
- (帳簿)
- 第二十五条の二十九 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、筆記試験免除講習の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務を廃止した場合（指定を取り消された場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第二十五条の三十 厚生労働大臣は、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定筆記試験免除講習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第二十五条の三十一 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第二十五条の三十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| 指定をしたとき。                                                   |                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十五条の二十七の規定による届出があつたとき。                                   | 一 指定筆記試験免除講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定した年月日                                                                                                                          |
| 第二十五条の二十八第一項の規定による取消しをしたとき。                                | 一 指定筆記試験免除講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消した年月日                                                                                                                      |
| 第二十五条の二十八第二項の規定により指定を取り消し、又は筆記試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 | 一 指定筆記試験免除講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消し、又は筆記試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日<br>三 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、その期間<br>四 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 |

第三十一条第一項中「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）」を「コンサルタント規則」に改める。

第四十九条第三号中「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則」を「コンサルタント規則」に改める。

第六章の次に次の四章を加える。

第七章 登録計画作成参画者研修機関

(登録)

第五十三条 安衛則別表第九に規定する登録は、次の表の上欄に掲げる登録に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修を行おうとする者の申請により行う。

| 安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の登録 | 安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修（以下この章において「工事に関する研修」という。） |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 前項の表の上欄に掲げる登録(以下この章において「登録」という)の申請をし、登録を受ける者は、登録計画作成参画者研修機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 申請に係る前項の表の上欄に掲げる研修(以下この章において「計画作成参画者研修」という)の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 申請に係る計画作成参画者研修の講師の氏名、略歴及び担当する計画作成参画者研修の研修科目

ニ 計画作成参画者研修の業務以外の業務を行つていたときは、その業務の種類及び概要

ホ イから二までに掲げるもののほか、第五十五条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる事項

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第六十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)

第五十五条 厚生労働大臣は、第五十三条の規定により登録した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 計画作成参画者研修が次に掲げる研修科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 工事に係る研修にあつては、次のとおりであること。

(1) 安全衛生管理に関する知識及び工事計画の安全衛生に関する知識

(2) 仮設構造物に関する知識

(3) 労働災害の事例及びその防止対策

(4) 安全衛生関係法令

ロ 仕事に関する研修にあつては、次のとおりであること。

(1) 安全衛生管理に関する知識

(2) 工事用設備に関する知識

(3) 工事用機械に関する知識

(4) 工事計画の安全衛生に関する知識

(5) 労働災害の事例及びその防止対策

(6) 安全衛生関係法令

二 計画作成参画者研修の講師が、次のとおりであること。

イ 工事に係る研修にあつては、次の表の上欄に掲げる研修科目に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ロ 仕事に関する研修にあつては、次の表の上欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 研修科目                                            |                                                 | 条件                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全衛生管理に関する知識及び工事計画の安全衛生に関する知識、労働災害の事例及び安全衛生関係法令 | 安全衛生管理に関する知識及び工事計画の安全衛生に関する知識、労働災害の事例及び安全衛生関係法令 | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その試験の区分が土木又は建築であるもの<br>二 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上工事における安全衛生の実務に従事した経験の有するもの<br>三 学校教育法による高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上工事における安全衛生の実務に従事した経験の有するもの                                                 |
|                                                 | 仮設構造物に関する知識                                     | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その試験の区分が土木又は建築であるもの<br>二 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上仮設構造物の設計若しくは施工管理の実務に従事した経験の有するもの<br>三 学校教育法による高等学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上仮設構造物の設計若しくは施工管理の実務に従事した経験の有するもの |
| 工事用設備に関する知識及び工事用機械に関する知識                        | 工事用設備に関する知識及び工事用機械に関する知識                        | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その試験の区分が土木又は建築であるもの<br>二 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上建設工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験の有するもの<br>三 学校教育法による高等学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後二十年以上建設工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験の有するもの  |
|                                                 | 計画作成参画者研修の業務を管理する者が置かれていること。                    |                                                                                                                                                                                                                                 |

2 登録は、登録計画作成参画者研修機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 工事に係る研修又は仕事に関する研修の別

(登録の更新)  
第五十六条 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第五十七条 登録を受けた者（以下この章において「登録計画作成参画者研修機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した計画作成参画者研修の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に計画作成参画者研修を行わなければならない。

一 計画作成参画者研修の実施時期、実施場所、研修科目、時間及び受講定員に関する事項

二 登録計画作成参画者研修機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録計画作成参画者研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録計画作成参画者研修機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した計画作成参画者研修の結果について、計画作成参画者研修実施結果報告書（様式第一号の四）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第五十八条 登録計画作成参画者研修機関は、第五十五条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録計画作成参画者研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十九条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した計画作成参画者研修の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 計画作成参画者研修の実施方法

二 計画作成参画者研修に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 計画作成参画者研修の講師の選任及び解任に関する事項

五 計画作成参画者研修の研修科目及び時間に関する事項

六 計画作成参画者研修の修了証の発行に関する事項

七 計画作成参画者研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 計画作成参画者研修の実施に関する計画に関する事項

九 第六十一条第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、計画作成参画者研修の業務に関し必要な事項

2 登録計画作成参画者研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)  
第六十条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、計画作成参画者研修業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第六十一条 登録計画作成参画者研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 計画作成参画者研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録計画作成参画者研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録計画作成参画者研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第六十二条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が第五十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録計画作成参画者研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第六十三条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が第五十七条第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録計画作成参画者研修機関に対し、計画作成参画者研修を行うべきこと又は計画作成参画者研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十四条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて計画作成参画者研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十七条から第六十条まで、第六十一条第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第六十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第六十五条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を行ったときは、計画作成参画者研修の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、計画作成参画者研修の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                      |                                                                                                                              |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 工事に關する研修又は仕事に關する研修の別</p> <p>二 計画作成参画者研修の研修科目及び時間</p> <p>三 計画作成参画者研修の講師の氏名及びその者の資格に關する事項</p> <p>四 計画作成参画者研修の結果</p> <p>五 計画作成参画者研修に關し必要な事項</p> <p>六 その他計画作成参画者研修の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む）には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第六十六条 厚生労働大臣は、計画作成参画者研修の実施のため必要な限度において、登録計画作成参画者研修機関に対し、計画作成参画者研修事務又は経理の状況に關し報告させることができる。</p> <p>（公示）</p> <p>第六十七条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> | <p>登録をしたとき。</p> <p>一 登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 計画作成参画者研修の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>三 行うことができる計画作成参画者研修</p> <p>四 登録した年月日</p> | <p>第五十八條の規定による第五十五條第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。</p> <p>一 変更前及び変更後の登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更する年月日</p> | <p>第五十八條の規定による第五十五條第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。</p> <p>一 登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称</p> <p>二 変更前及び変更後の計画作成参画者研修の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>三 変更する年月日</p> | <p>第六十條の規定による届出があつたとき。</p> <p>一 登録計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 休止し、又は廃止する計画作成参画者研修の業務の範囲</p> <p>三 計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日</p> <p>四 計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p> <p>一 登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は計画作成参画者研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 計画作成参画者研修の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた計画作成参画者研修の業務の範囲及びその期間</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第八章 指定労働災害防止業務従事者講習機関

（指定）

第六十八條 法第九十九條の二第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行う者（法人に限る。）の申請により行う。

- 一 法第九十九條の二第二項に規定する労働災害防止業務従事者（次号及び第三号に掲げる者を除く。） 総括安全衛生管理者等に対する講習
  - 二 安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者その他事業場における労働災害防止のための業務に従事する者であつて、法第十條第一項各号の業務のうち安全若しくは衛生に係る技術的事項を管理するもの又は当該業務を担当するもの 安全衛生管理者等に対する講習
  - 三 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五條第一項に規定する特定元方事業者の労働者及び同項に規定する関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務に従事する者 統括安全衛生責任者等に対する講習
- 2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者が総括安全衛生管理者等に対する講習、安全衛生管理者等に対する講習又は統括安全衛生責任者等に対する講習（以下この章において「労働災害防止業務従事者講習」という。）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所
  - 二 労働災害防止業務従事者講習の業務を行うとする事務所の名称及び所在地
  - 三 総括安全衛生管理者等に対する講習、安全衛生管理者等に対する講習又は統括安全衛生責任者等に対する講習の別
  - 四 労働災害防止業務従事者講習を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
  - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 役員及び略歴を記載した書面
  - 五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類
- （指定基準）
- 第六十九條 都道府県労働局長は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、労働災害防止業務従事者講習の実施の方法その他の事項が、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
  - 二 経理的及び技術的な基礎が、労働災害防止業務従事者講習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。
  - 三 労働災害防止業務従事者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。
  - イ 事業場の安全衛生に關する管理に係る問題点及びその対策
  - ロ 事業場の安全衛生に關する管理の方法
  - ハ 安全衛生関係法令
  - ニ 労働災害の事例及びその防止対策
  - 四 労働災害防止業務従事者講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 労働安全コンサルタント試験に合格した者
  - ロ 学校教育法における大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上産業安全の実務に従事した経験をするもの
  - ハ 学校教育法における高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上産業安全の実務に従事した経験をするもの

- 2 都道府県労働局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしない。
  - 一 申請者が行う労働災害防止業務従事者講習の業務以外の業務により申請者が労働災害防止業務従事者講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
  - 二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
  - 三 申請者が第七十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
  - 四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。
- (実施義務)
 

第七十条 指定を受けた者（以下この章において「指定労働災害防止業務従事者講習機関」という。）は、都道府県労働局長から労働災害防止業務従事者講習を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、労働災害防止業務従事者講習を行わなければならない。
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習を修了した者に対し、遅滞なく、労働災害防止業務従事者講習修了証（様式第十号）を交付しなければならない。
- (変更の届出)
 

第七十一条 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、その名称若しくは住所又は労働災害防止業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

  - 一 変更後の指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称若しくは住所又は労働災害防止業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地
  - 二 変更しようとする年月日
  - 三 変更の理由
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
  - 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
  - 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において労働災害防止業務従事者講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日
  - 三 新設又は廃止の理由
- (業務規程)
 

第七十二条 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務の開始前に、次の事項を記載した労働災害防止業務従事者講習の業務の実施に関する規程（次項において「労働災害防止業務従事者講習業務規程」という。）を定め、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

  - 一 労働災害防止業務従事者講習の実施方法に関する事項
  - 二 労働災害防止業務従事者講習に関する料金
  - 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
  - 四 労働災害防止業務従事者講習の講師の選任及び解任に関する事項
  - 五 労働災害防止業務従事者講習の講習科目及び時間に関する事項
  - 六 労働災害防止業務従事者講習修了証の発行に関する事項
  - 七 労働災害防止業務従事者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、労働災害防止業務従事者講習の業務に関し必要な事項
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の労働災害防止業務従事者講習業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- (事業計画の届出等)
 

第七十三条 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- (労働災害防止業務従事者講習の結果の報告)
 

第七十四条 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習を実施したときは、総括安全衛生管理者等に対する講習、安全管理者等に対する講習又は統括安全衛生責任者等に対する講習ごとに、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び労働災害防止業務従事者講習修了証の番号を、法第九十九条の二第一項の指示を行つた都道府県労働局長に提出しなければならない。
- (勤労)
 

第七十五条 都道府県労働局長は、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定労働災害防止業務従事者講習機関に対し、労働災害防止業務従事者講習の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (業務の休廃止)
 

第七十六条 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務の一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

  - 一 休止し、又は廃止しようとする労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲
  - 二 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
  - 三 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
  - 四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由（指定の取消し等）
- 第七十七条 都道府県労働局長は、指定労働災害防止業務従事者講習機関が第六十九条第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 2 都道府県労働局長は、指定労働災害防止業務従事者講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて労働災害防止業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 一 第七十条、第七十二条、第七十三条又は前条の規定に違反したとき。
  - 二 第七十五条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。
- 三 第八十条第一項の条件に違反したとき。
- (帳簿)
 

第七十八条 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び労働災害防止業務従事者講習修了証の番号を記載した帳簿を作成し、労働災害防止業務従事者講習の業務の廃止（指定の取消しを含む）に至るまで保存しなければならない。

(報告の徴収)  
第七十九条 都道府県労働局長は、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があることを認めるときは、指定労働災害防止業務従事者講習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。  
(指定の条件)

第八十条 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第八十一条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

| 指定をしたとき                                                    |                                                                           |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地                            | 一 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地         |
| 二 行うことができる労働災害防止業務従事者講習                                    | 二 休止し、又は廃止する労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲                                           |
| 三 指定した年月日                                                  | 三 休止し、又は廃止する年月日                                                           |
|                                                            | 四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間                            |
| 第七十六条の規定による届出があつたとき                                        | 一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地                                           |
|                                                            | 二 指定を取り消した年月日                                                             |
| 第七十七条第一項の規定による取消しをしたとき                                     | 一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地                                           |
|                                                            | 二 指定を取り消した年月日                                                             |
| 第七十七条第二項の規定により指定を取り消し、又は労働災害防止業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき | 一 指定労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲及びその期間 |

第九章 指定就業制限業務従事者講習機関

(指定)

第八十二条 法第九十九条の三第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ定める同項の講習を行うとする者(法人に限る。)の申請により行う。

- 一 令第二十号第六号の業務に就くことができる者 クレーン運転士等に対する講習
- 二 令第二十号第七号の業務に就くことができる者 移動式クレーン運転士等に対する講習
- 三 令第二十号第十二号の業務に就くことができる者 車両系建設機械運転業務従事者に対する講習
- 四 令第二十号第十六号の業務に就くことができる者 玉掛業務従事者に対する講習

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者がクレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習(以下この章において「就業制限業務従事者講習」という。)を行うおうとする場所を管轄する都道府県労働局長(以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 就業制限業務従事者講習の業務を行うとする事務所の名称及び所在地  
三 クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者講習を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

第八十三条 都道府県労働局長は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、就業制限業務従事者講習の業務の実施の方法その他の事項が、就業制限業務従事者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、就業制限業務従事者講習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三 就業制限業務従事者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 就業制限業務機械等の構造

ロ 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能

ハ 就業制限業務機械等の保守管理

ニ 就業制限業務機械等に係る作業の方法

ホ 安全衛生関係法令

ヘ 労働災害の事例及びその防止対策

四 就業制限業務従事者講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 労働安全コンサルタント試験に合格した者

ロ 学校教育法における大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法における高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

2 都道府県労働局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が行う就業制限業務従事者講習の業務以外の業務により申請者が就業制限業務従事者講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。

二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 申請者が第九十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

## (実施義務)

第八十四条 指定を受けた者（以下この章において「指定就業制限業務従事者講習機関」という。）は、都道府県労働局長から就業制限業務従事者講習を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、就業制限業務従事者講習を行わなければならない。

2 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を修了した者に対し、遅滞なく、就業制限業務従事者講習修了証（様式第十一号）を交付しなければならない。

## (変更の届出)

第八十五条 指定就業制限業務従事者講習機関は、その名称若しくは住所又は就業制限業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

一 変更後の指定就業制限業務従事者講習機関の名称若しくは住所又は就業制限業務従事者講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所に於いて就業制限業務従事者講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

## (業務規程)

第八十六条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習の業務の開始前に、次の事項を記載した就業制限業務従事者講習の業務の実施に関する規程（次項において「就業制限業務従事者講習業務規程」という。）を定め、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

一 就業制限業務従事者講習の実施方法に関する事項

二 就業制限業務従事者講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 就業制限業務従事者講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 就業制限業務従事者講習の講習科目及び時間に関する事項

六 就業制限業務従事者講習修了証の発行に関する事項

七 就業制限業務従事者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、就業制限業務従事者講習の業務に関し必要な事項

2 指定就業制限業務従事者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の就業制限業務従事者講習業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

## (事業計画の届出等)

第八十七条 指定就業制限業務従事者講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定就業制限業務従事者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

## (就業制限業務従事者講習の結果の報告)

第八十八条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を実施したときは、クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習ごとに、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び就業制限業務従事者講習修了証の番号を、法第九十九条の第三項の指示を行った都道府県労働局長に提出しなければならない。

## (勧告)

第八十九条 都道府県労働局長は、就業制限業務従事者講習の適正かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、指定就業制限業務従事者講習機関に対し、就業制限業務従事者講習の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

## (業務の休廃止)

第九十条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする就業制限業務従事者講習の業務の範囲

二 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合に於ては、その期間

四 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

## (指定の取消し等)

第九十一条 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が第八十三条第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて就業制限業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十四条、第八十六条、第八十七条又は前条の規定に違反したとき。

二 第八十九条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 第九十四条第一項の条件に違反したとき。

## (帳簿)

第九十二条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、就業制限業務従事者講習の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

## (報告の徴収)

第九十三条 都道府県労働局長は、就業制限業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定就業制限業務従事者講習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

## (指定の条件)

第九十四条 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

## (公示)

第九十五条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。

| 指定をしたとき。                                                                                                                                            | 指定を受けたとき。                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第九十条の規定による届出があつたとき。                                                                                                                                 | 第九十一条第一項の規定による取消しをしたとき。                                                                                                                               |
| 一 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 行うことができる就業制限業務従事者講習<br>三 指定した年月日                                                                                 | 一 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消した年月日                                                                                                        |
| 一 就業制限業務従事者講習の業務を休止し、又は廃止する指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 休止し、又は廃止する就業制限業務従事者講習の業務の範囲<br>三 休止し、又は廃止する年月日<br>四 就業制限業務従事者講習の業務を休止しようとする場合にあつては、その期間 | 一 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消した年月日                                                                                                        |
| 第九十一条第二項の規定により指定を取り消し、又は就業制限業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の業務の全部若しくは一部の業務の停止を命じたとき。                                                                            | 一 指定就業制限業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消し、又は就業制限業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の業務の停止を命じた年月日<br>三 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた就業制限業務従事者講習の範囲及びその期間 |

## 第十章 指定記録保存機関

## (指定)

第九十六条 電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離規則」という。）第九十二条（電離規則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第九十五条において同じ。）第五十七条及び第六十一条の二（電離規則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第九十五条において同じ。）の指定（以下この章において単に「指定」という。）については、電離規則第九十二条の記録（以下単に「記録」という。）及び電離規則第五十七条の電離放射線健康診断個人票（以下単に「電離放射線健康診断個人票」という。）の保存に関する業務（以下この章において「記録保存業務」という。）を行う者とする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 記録保存業務を行うとする事業所の名称及び所在地
- 三 記録保存業務を開始しようとする年月日
- 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
  - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 役員の名簿及び略歴を記載した書類
  - 五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

## (指定基準)

第九十七条 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条の申請が次の各号に適合しているときと認めるときは、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、記録保存業務の実施の方法その他の事項が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 申請者が行う記録保存業務以外の業務により申請者が記録保存業務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者が第九十四条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

## (実施義務)

第九十八条 指定を受けた者（以下この章において「指定記録保存機関」という。）は、事業者が、電離規則第九十二条第二項、第五十七条又は第六十一条の二の規定により記録又は電離放射線健康診断個人票（次項及び第九十五条において「記録等」という。）を引き渡そうとするときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。

2 指定記録保存機関は、前項の規定により事業者から引き渡された記録等について、当該事業者又は当該記録等に係る者から照会があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該照会に対して速やかに回答しなければならない。

## (変更の届出)

第九十九条 指定記録保存機関は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 変更後の指定記録保存機関の名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

## (業務規程)

第一百条 指定記録保存機関は、記録保存業務の開始前に、次の事項を記載した記録保存業務の実施に関する規程（次項において「記録保存業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 記録保存業務の実施方法に関する事項
  - 二 記録保存業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、記録保存業務に関し必要な事項
- 2 指定記録保存機関は、前項後段の規定により変更の届出をしたときは、次の事項を記載した申請書に変更後の記録保存業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
  - 二 変更しようとする年月日
  - 三 変更の理由

## (事業報告書の提出)

第一百一条 指定記録保存機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

## (勧告)

第一百二条 厚生労働大臣は、記録保存業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、記録保存業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定記録保存機関の名称及び事務所の所在地  
二 指定した年月日



備考

- 表題には、「安全衛生推進者等養成講習」、「校正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。
- 登録を受けようとする区分の欄は、安全衛生推進者等養成講習にあっては、安全衛生推進者養成講習又は衛生推進者養成講習の別を、教習にあっては労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第20条各号の区分を、コンサルタント講習にあっては安全に関する講習又は衛生に関する講習の別を、計画作成参画者研修にあっては工事に関する研修又は仕事に関する研修の別を記入すること。
- 収入印紙は、登録教習機関の登録の申請をする場合に限り、ちょう付すること。また、収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の2（第1条の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

実施計画届出書

|            |               |
|------------|---------------|
| 登録番号       |               |
| 届出者の氏名又は名称 |               |
| 届出者の住所     | 電話（ ）         |
| 事業年度       | 年 月 日 ～ 年 月 日 |

年 月 日

届出者 ㊞

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長

備考

この届出書は、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

様式第1号の3（第1条の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

実施計画変更届出書

|            |       |
|------------|-------|
| 登録番号       |       |
| 届出者の氏名又は名称 |       |
| 届出者の住所     | 電話（ ） |
| 変更事項       | 変更前   |
|            | 変更後   |

変更しようとする年月日

変更の理由

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長

備考

- この届出書は、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
  - この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。
- 様式第1号の4（第1条の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

実施結果報告書

|                              |          |         |      |
|------------------------------|----------|---------|------|
| 登録番号                         | 登録年月日    |         |      |
| 報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 |          |         |      |
| 報告者の住所                       | 電話       |         |      |
| 報告対象期間                       | 年 月 日 から | 年 月 日まで |      |
| 講習・研修の名称                     | 実施期日     | 実施場所    | 受講者数 |
|                              |          |         | 修了者数 |
|                              |          |         |      |
|                              |          |         |      |

年 月 日

報告者 ㊞

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「安全衛生推進者等養成講習」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この報告書は、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては登録を受けた都道府県労働局長に提出すること。
- 「講習・研修の名称」欄には、安全衛生推進者等養成講習にあっては「安全衛生推進者養成講習」又は「衛生推進者養成講習」を、コンサルタント講習にあっては「安全に関する講習」又は「衛生に関する講習」を、計画作成参画者研修にあっては「工事に関する研修」又は「仕事に関する研修」を分けて記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の5（第1条の2の6、第1条の5の2、第5条の2、第14条の2、第19条の6の2、第19条の24の7、第19条の24の22、第19条の24の37、第22条の2、第25条の9、第58条関係）

登録（ ） 機関登録事項変更届出書

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 登 録 番 号                      |       |
| 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 |       |
| 届 出 者 の 住 所                  | 電話（ ） |
| 変更事項                         | 変更前   |
|                              | 変更後   |
| 変更しようとする年月日                  |       |
| 変更の理由                        |       |

年 月 日

届出者

㊞

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「安全衛生推進者等養成講習」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「校正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
- この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

※記載欄に記入できない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号（第1条の2の7、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

業務規程届出書

|             |       |
|-------------|-------|
| 登 録 番 号     |       |
| 届出者の氏名又は名称  |       |
| 届 出 者 の 住 所 | 電話（ ） |
| 業務開始予定年月日   |       |

年 月 日

届出者

㊞

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長

備考

この届出書は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

様式第3号（第1条の2の7、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

業務規程変更届出書

|             |       |
|-------------|-------|
| 登 録 番 号     |       |
| 届出者の氏名又は名称  |       |
| 届 出 者 の 住 所 | 電話（ ） |
| 変更事項        | 変更前   |
|             | 変更後   |
| 変更しようとする年月日 |       |
| 変更の理由       |       |

年 月 日

届出者

㊞

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長

備考

- この届出書は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号（第1条の2の8、第1条の7、第7条、第16条、第19条の8、第19条の24の9、第19条の24の24、第19条の24の39、第23条の2、第25条の11、第60条関係）

（ ） 業務休止届出書

|   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | 登 録 番 号                      |       |
| 2 | 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 |       |
| 3 | 届 出 者 の 住 所                  | 電話（ ） |
| 4 | （休止・廃止）しようとする業務の範囲           |       |

|   |                   |
|---|-------------------|
| 5 | (休 止 ・ 廃 止) 年 月 日 |
| 6 | 休 止 の 期 間         |
| 7 | (休 止 ・ 廃 止) の 理 由 |

年 月 日

届出者

㊤

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「安全衛生推進者等養成講習」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「校正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 4、5及び7の欄中（ ）内は、該当しない文字を抹消すること。

※「製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定」を行う機械等の種類を記入する。

様式第6号（第1条の8、第8条、第17条、第19条の9関係）

(検査員) 解任届出書  
(検定員)

|   |                                     |       |
|---|-------------------------------------|-------|
| 1 | 登 録 番 号                             |       |
| 2 | 届出者の氏名又は名称                          |       |
| 3 | 届出者の住所                              | 電話（ ） |
| 4 | 解任した（検査員・検定員）の氏名及び生年月日              |       |
| 5 | (製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定)を行っていた機械等の種類 |       |
| 6 | 解 任 の 理 由                           |       |

年 月 日

届出者

㊤

厚生労働大臣 殿

備考

- 表題中「検査員」及び「検定員」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 4及び5の欄中（ ）内は、該当しない文字を抹消すること。

※「製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定」を行う機械等の種類を記入する。

様式第8号（第19条の24の6関係）

校正実施結果報告書

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 報告対象期間 | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
|--------|--------------------|

|                             | 製 造 者 名 | 型 式 | 申 請 者 数 | 台 数 |
|-----------------------------|---------|-----|---------|-----|
| 校正を行った測定機器                  |         |     |         |     |
|                             |         |     |         |     |
|                             |         |     |         |     |
|                             |         |     |         |     |
| 校正を行った測定機器のうち校正が不可能であった測定機器 |         |     |         |     |
|                             |         |     |         |     |
|                             |         |     |         |     |
|                             |         |     |         |     |

年 月 日

登録校正機関

代表者 氏名

㊤

厚生労働大臣 殿

備考 この報告書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

※「製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定」を行う機械等の種類を記入する。

様式第10号（第70条関係）

労働災害防止業務従事者講習修了証

第 号

(ふりがな)  
氏 名

年 月 日 生

住 所

あなたは、労働安全衛生法第99条の2第1項の講習（ ）を修了したことを証します。

年 月 日

指定労働災害防止業務従事者講習機関 代表者 氏 名

㊤

[備考]

様式中（ ）内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。

様式第11号（第84条関係）

就業制限業務従事者講習修了証

第 号

(ふりがな)  
氏 名

年 月 日 生

住 所

あなたは、労働安全衛生法第99条の3第1項の講習（ ）を修了したことを証します。

年 月 日

指定就業制限業務従事者講習機関 代表者 氏 名

㊤

[備考]

様式中（ ）内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。

(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正)  
第五節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「が指定する」を「の登録を受けた者が行う」に改める。  
第四条第一項の表技術士試験合格者で、機械部門、船舶部門、航空・宇宙部門又は金属部門に係る第二次試験に合格したものの中「船舶部門」を「船舶・海洋部門」に改め、同表技術士試験合格者で、電気・電子部門に係る第二次試験に合格したものの中「電気・電子部門」を「電気電子部門」に改め、同表技術士試験合格者で、資源工学部門若しくは建設部門に係る第二次試験、農業土木を選択科目とする農業部門に係る第二次試験又は森林土木を選択科目とする林業部門に係る第二次試験に合格したものの中「林業部門」を「森林部門」に改め、同表技術士試験合格者で、工場管理を選択科目とする経営工学部門に係る第二次試験に合格したものの中「工場管理」を「生産マネジメント」に改める。

第十一条第二号中「(以下「医師国家試験合格者」という。)」を「同法第三十六条第一項の規定により医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第四十一条の規定により医師免許を受けることができる者」に改め、同条第三号中「(以下「歯科医師国家試験合格者」という。)」を「同法第三十三条第一項の規定により歯科医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第四十二条の規定により歯科医師免許を受けることができる者」に改め、同条第十号中「が指定する」を「の登録を受けた者が行う」に改める。

第十三条第一項の表医師国家試験合格者又は歯科医師国家試験合格者の項中「医師国家試験合格者又は歯科医師国家試験合格者」を「第十一条第二号又は第三号に掲げる者」に改め、「指定する」の下に「(者(法人に限る。))が行う」を加える。

(作業環境測定法施行規則の一部改正)  
第六節 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「この条において「大学等」とは「認定する」を「登録を受けた」に、「第三項において「科目」という。」として厚生労働大臣が指定する」を「として次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 労働衛生一般
  - 二 労働衛生管理
  - 三 労働衛生関係法令
  - 四 作業環境について行うデザイン及びサンプリング
  - 五 作業環境の評価
  - 六 作業環境について行う分析
- 第五条の二第二項から第八項までを削り、同条の次に次の十二条を加える。

(登録)  
第五条の三 前条の登録(以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。)は、第五節の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

- 2 登録の申請をしようとする大学等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 大学等の名称、所在地及び設立年月日
- 二 大学等の設置者の名称
- 三 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設する年月日
- 四 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目の名称、範囲、履修方法、時間及び試験方法並びに該当科目を有する学科又は訓練科の名称及び設置年月日

五 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を担当する大学等の教員又は職業訓練指導員(以下「教員等」という。)の氏名、略歴及び担当する該当科目並びに専任又は兼任の別  
六 学生又は訓練生の定員(学科又は訓練科別)  
七 教育上又は訓練上必要な機器、設備、標本及び図書の種類及び数  
3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 大学等の概要(設立の目的を含む。)を記載した書類
- 二 寄附行為又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書
- 三 維持経営の方法を記載した書類
- 四 大学等の入学資格又は入校資格を記載した書面
- 五 施設の面積を記載した書面、配置図及び平面図
- 六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(欠格条項)  
第五条の四 第五条の十二の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない大学等の設置者は、登録を受けることができない。

(登録基準)  
第五条の五 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならない。

- 一 大学等が開設する科目が、第五条の二各号に掲げる科目に該当するものであつて、厚生労働大臣が定めるところにより行われるもの(以下「該当科目」という。)であること。
- 二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。

イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 科目                               | 条件                                                                                                                                                    |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働衛生一般及び労働衛生管理                   | 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務又は研究に従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                              |
| 労働衛生関係法令                         | 一 学校教育法による大学又は旧専門学校令による専門学校において法律に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務又は研究に従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                         |
| 作業環境について行うデザイン及びサンプリング並びに作業環境の評価 | 一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者<br>二 第五条第一項第二号イ又はロに該当する者で、第一種作業環境測定士となる資格を有するもの<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                 |
| 作業環境について行う分析                     | 一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者<br>二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上化学分析の実務又は研究に従事した経験を有するもの<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |

ロ 教員等のうち二人以上は専任であること。

ハ 口の専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行うことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。

三 学生又は訓練生の数に応じ、次に掲げる機器及び設備その他教育上又は訓練上必要な機器、設備、標本及び図書を備えていること。

イ 第二条各号に掲げる機器

ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純粋製造装置、化学実験台、ドラフトチェンバー及び排気又は廃液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物を排出するおそれがあるときに限る。）

ハ 試料採取機器

二 登録は、登録大学等登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 大学の名称及び所在地

三 大学等の設置者の名称

（登録の更新）

第五条の六 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第五条の七 登録を受けた大学等（以下「登録大学等」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第五条の三第二項第三号から第七号までに掲げる事項に基づき、該当科目の実施に関する計画を作成し、これに従つて該当科目を開設しなければならない。

二 登録大学等は、毎事業年度開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを更新しようとするときも、同様とする。

三 登録大学等は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した該当科目の結果について、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 該当科目の名称、範囲、履修方法及び時間

二 該当科目の試験問題

三 該当科目の教員等の氏名

四 該当科目別履修者数

五 その他必要な事項

（変更の届出）

第五条の八 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（該当科目の休廃止）

第五条の九 登録大学等は、開設している該当科目を休止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（適合命令）

第五条の十 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録大学等に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五条の十一 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の七第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録大学等に対し、該当科目を開設すべきこと又は該当科目の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）

第五条の十二 厚生労働大臣は、登録大学等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五条の七から第五条の九までの規定に違反したとき。

二 前二条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

（報告の徴収）

第五条の十三 厚生労働大臣は、登録大学等が開設する該当科目について、必要があると認めるときは、登録大学等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（公示）

第五条の十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| 登録をするとき。                               | 登録大学等の名称及び所在地            | 二 該当科目を開設する年月日  | 登録大学等の名称及び所在地   | 二 変更する年月日     |
|----------------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|                                        |                          |                 |                 |               |
| 第五条の八の規定による第五条の五第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。 | 一 変更前及び変更後の登録大学等の名称及び所在地 | 二 変更する年月日       | 一 登録大学等の名称及び所在地 | 二 登録を取り消した年月日 |
| 第五条の九の規定による届出があつたとき。                   | 一 登録大学等の名称及び所在地          | 二 休止し、又は廃止する年月日 | 一 登録大学等の名称及び所在地 | 二 登録を取り消した年月日 |
| 第五条の十二の規定により登録を取り消したとき。                | 一 登録大学等の名称及び所在地          | 二 登録を取り消した年月日   | 一 登録大学等の名称及び所在地 | 二 登録を取り消した年月日 |

第七条第二項中「第五条の二第一項」を「第五条の二」に改める。

第十七条第二号及び第十六号中「が指定する」を「の登録を受けた者が行う」に改め、同条第二十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、同条第二十二号中「第五条の二第一項」を「第五条の二」に改め、同条中同号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とする。

第十七条の次に次の十五号を加える。

（登録）

第十七条の二 前条第二号の厚生労働大臣の登録及び同条第十六号の厚生労働大臣の登録（以下この条から第十七条の十六までにおいて単に「登録」という。）は、それぞれ第十七条第二号の講習及び同条第十六号の講習を行おうとする者の申請により行う。

二 登録の申請をしようとする者は、登録試験免除講習機関登録申請書（様式第四号）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 第十七条の四第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書面

五 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 第十七条第二号の講習又は同条第十六号の講習（以下「試験免除講習」という。）の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 試験免除講習の講師の氏名、略歴及び担当する試験免除講習の講習科目

二 試験免除講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

## (欠格条項)

第十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

## (登録基準)

第十七条の四 厚生労働大臣は、第十七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 試験免除講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

## イ 労働衛生一般

## ロ 労働衛生関係法令

二 試験免除講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 講習科目     | 条件                                                                                                      |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働衛生一般   | 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |
| 労働衛生関係法令 | 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの<br>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                  |

三 試験免除講習の業務を管理する者が置かれていること。

2 登録は、登録試験免除講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 第十七条第二号の講習又は同条第十六号の講習の別

## (登録の更新)

第十七条の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

## (実施義務)

第十七条の六 登録を受けた者（以下「登録試験免除講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した試験免除講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に試験免除講習を行わなければならない。

一 試験免除講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 試験免除講習の講師の氏名

三 修了試験に関する事項

2 登録試験免除講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第四号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録試験免除講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第四号の三）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 登録試験免除講習機関は、試験免除講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了の事実を証する証明書（様式第四号の四）（第十七条の八第一項第七号及び第十七条の十四第一項において「修了証」という。）を交付しなければならない。

5 登録試験免除講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した試験免除講習の結果について、試験免除講習実施結果報告書（様式第四号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## (変更の届出)

第十七条の七 登録試験免除講習機関は、第十七条の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録試験免除講習機関登録事項変更届出書（様式第四号の六）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## (業務規程)

第十七条の八 登録試験免除講習機関は、試験免除講習の業務の開始の日（二週間前までに、次に掲げる事項を記載した試験免除講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第四号の七）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 試験免除講習の実施方法

二 試験免除講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 試験免除講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 試験免除講習の講習科目及び時間に関する事項

六 試験免除講習の修了試験に関する事項

七 試験免除講習の修了証の発行に関する事項

八 試験免除講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

九 試験免除講習の実施に関する計画に関する事項

十 第十七条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、試験免除講習の業務に関し必要な事項

2 登録試験免除講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第四号の八）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## (業務の廃止)

第十七条の九 登録試験免除講習機関は、試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、試験免除講習業務廃止届出書（様式第四号の九）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の十 登録試験免除講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 試験免除講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験免除講習機関の業務時間内

は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするに

は、登録試験免除講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供す

ることの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続

した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、

受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる

物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十七条の十一 厚生労働大臣は、登録試験免除講習機関が第十七条の四第一項各号のいずれかに

適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験免除講習機関に対し、これらの規定に適合する

ため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条の十二 厚生労働大臣は、登録試験免除講習機関が第十七条の六第一項の規定に違反して

いると認めるときは、その登録試験免除講習機関に対し、試験免除講習を行うべきこと又は試験

免除講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることが

できる。

(登録の取消し等)

第十七条の十三 厚生労働大臣は、登録試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、

その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて試験免除講習の業務の全部若し

くは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十七条の六から第十七条の九まで、第十七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第十七条の十四 登録試験免除講習機関は、試験免除講習を行ったときは、試験免除講習の終了者

の氏名、生年月日、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍)、修

了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、試験免除講習の業務の廃止(登録の取消し及

び登録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。

(報告の徴収)

第十七条の十五 厚生労働大臣は、試験免除講習の実施のため必要な限度において、登録試験免除

講習機関に対し、試験免除講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第十七条の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官

報で告示しなければならない。

登録をしたとき。

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 試験免除講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 第十七条第二号の講習又は同条第十六号の講習の別

登録した年月日

四

一 変更前及び変更後の登録試験免除講習機関の氏名又は名称

二 及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 変更する年月日

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称

二 変更前及び変更後の試験免除講習の業務を行う事務所の名

称及び所在地

三 変更する年月日

一 登録試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止す

る登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止する試験免除講習の業務の範囲

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは

一部の停止を命じた年月日

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止を命じた場合に

あつては、休止を命じた試験免除講習の業務の範囲及びその

期間

三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場

合にあつては、その期間

四

一 登録試験免除講習機関の

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 申請者の住所                             | 電話 ( ) |
| 事務所の名称及び所在地                        |        |
| 作業環境測定法施行規則第17条第2号の講習又は同条第16号の講習の別 |        |
| 講習を実施する場所                          |        |

年 月 日

申請者

㊦

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。  
 2 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。  
 様式第4号の2 (第17条の6 関係)

## 実施計画届出書

|            |               |
|------------|---------------|
| 登録番号       |               |
| 届出者の氏名又は名称 |               |
| 届出者の住所     | 電話 ( )        |
| 事業年度       | 年 月 日 ~ 年 月 日 |

年 月 日

届出者

㊦

厚生労働大臣 殿

様式第4号の3 (第17条の6 関係)

## 実施計画変更届出書

|             |        |
|-------------|--------|
| 登録番号        |        |
| 届出者の氏名又は名称  |        |
| 届出者の住所      | 電話 ( ) |
| 変更事項        | 変更前    |
|             | 変更後    |
| 変更しようとする年月日 |        |
| 変更の理由       |        |

年 月 日

届出者

㊦

厚生労働大臣 殿

備考

この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号の4 (第17条の6 関係)

## 試験免除講習修了証

第 号

(ふりがな)  
氏 名

年 月 日生

住 所

あなたは、年 月 日に実施した作業環境測定法施行規則第17条第2号の労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したことを証します。

年 月 日

登録試験免除講習機関 代表者 氏名

㊦

様式第4号の5 (第17条の6 関係)

## 試験免除講習実施結果報告書

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 登録番号                               |        |
| 報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名       |        |
| 報告者の住所                             | 電話 ( ) |
| 事務所の名称及び所在地                        |        |
| 作業環境測定法施行規則第17条第2号の講習又は同条第16号の講習の別 |        |
| 実施期日                               |        |
| 実施場所                               |        |
| 受講者数                               |        |
| 修了者数                               |        |

年 月 日

報告者

㊦

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 講習修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）及び講習の修了証の番号を記載した講習修了者一覧を添付すること。  
 2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号の6 (第17条の7 関係)

## 登録試験免除講習機関登録事項変更届出書

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 登録番号                         |        |
| 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 |        |
| 届出者の住所                       | 電話 ( ) |

|             |     |  |
|-------------|-----|--|
| 変更事項        | 変更前 |  |
| 変更後         | 変更後 |  |
| 変更しようとする年月日 | 変更後 |  |
| 変更の理由       | 変更後 |  |

厚生労働大臣 殿  
届出者

- 備考
- 1 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
  - 2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。
- 様式第4号の7 (第17条の8関係)

業務規程届出書

|            |     |  |
|------------|-----|--|
| 登録番号       | 号   |  |
| 届出者の氏名又は名称 |     |  |
| 届出者の住所     |     |  |
| 電話         | ( ) |  |
| 業務開始予定年月日  |     |  |

厚生労働大臣 殿  
届出者

様式第4号の8 (第17条の8関係)

業務規程変更届出書

|             |     |  |
|-------------|-----|--|
| 登録番号        | 号   |  |
| 届出者の氏名又は名称  |     |  |
| 届出者の住所      |     |  |
| 電話          | ( ) |  |
| 変更事項        | 変更前 |  |
| 変更後         | 変更後 |  |
| 変更しようとする年月日 |     |  |
| 変更の理由       |     |  |

厚生労働大臣 殿  
届出者

備考  
この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号の9 (第17条の9関係)  
試験免除講習業務休止届出書

|                     |     |  |
|---------------------|-----|--|
| 登録番号                | 号   |  |
| 届出者の氏名又は名称          |     |  |
| 届出者の住所              |     |  |
| 電話                  | ( ) |  |
| (休止・廃止) しようとする業務の範囲 |     |  |
| (休止・廃止) 年月日         |     |  |
| (休止・廃止) 期間          |     |  |
| (休止・廃止) の理由         |     |  |

厚生労働大臣 殿  
届出者

備考  
4、5及び7の欄中( )内は、該当しない文字を抹消すること。

第七條 粉じん障害防止規則の一部改正  
(粉じん障害防止規則の一部改正)  
第二十六條第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 次条第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所(令第二十一條第一号の屋内作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ)については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下この条において「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該粉じんの濃度の測定は、別に厚生労働大臣の定めるところによることができる。この場合において、事業者は、厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期的に校正された測定機器を使用しなければならない。

4 前項の許可を受けようとする事業者は、粉じん測定特例許可申請書(様式第三号)に粉じん測定結果摘要書(様式第四号)及び次の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図  
二 単位作業場所における測定対象物の発散源の位置、主要な設備の配置及び測定点の位置を示す図面

5 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第三項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

6 第三項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第一管理区分でなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第三項の許可に係る単位作業場所について第一管理区分を維持していないと認めたとき又は維持することが困難であると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

第二十六條の二第一項中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第三項」に改める。

様式第3号 (第26条関係)

## 粉じん測定特例許可申請書

|                      |        |                     |
|----------------------|--------|---------------------|
| 事業の種類                | 事業場の名称 | 事業場の所在地<br>(電話 — )  |
| 申請に係る単位作業場所における粉じん作業 | 作業の内容  | 従事労働者数<br>(うち年少者 名) |
|                      |        |                     |

様式第二号の次に次の二様式を加える。

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者 職 氏名

印

備考 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

2 「申請に係る単位作業場所における粉じん作業」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、単位作業場所ごとに記入すること。

3 「作業の内容」の欄は、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）別表第一の各号のいずれに該当するかを記入すること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

5 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号 (第26条関係)

## 粉じん測定結果摘要書

|             |                |            |                |            |       |       |      |      |      |                   |      |   |
|-------------|----------------|------------|----------------|------------|-------|-------|------|------|------|-------------------|------|---|
|             |                |            |                |            |       |       |      |      |      | 整理番号              |      |   |
| 測定実施<br>年月日 | 一日目の測定         |            | 二日目の測定         |            | 第一評価値 | 第二評価値 | B測定値 | 管理濃度 | 管理区分 | 作業環境測定士又は作業環境測定機関 |      |   |
|             | M <sub>1</sub> | $\sigma_1$ | M <sub>2</sub> | $\sigma_2$ |       |       |      |      |      | 氏名又は名称            | 登録番号 | 印 |
|             |                |            |                |            |       |       |      |      |      |                   |      |   |
|             |                |            |                |            |       |       |      |      |      |                   |      |   |
|             |                |            |                |            |       |       |      |      |      |                   |      |   |
|             |                |            |                |            |       |       |      |      |      |                   |      |   |
|             |                |            |                |            |       |       |      |      |      |                   |      |   |

備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。

2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、各々に粉じん測定特例許可申請書（様式第3号）に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すること。

3 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M<sub>1</sub>及びM<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何平均値を $\sigma_1$ 及び $\sigma_2$ はA測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

4 「B測定値」の欄は、二以上の測定点においてB測定を行った場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

第二條 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる講習を行っている者又は同欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日の翌日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の中欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、同表の下欄に掲げる規定は適用しない。

|                                                                              |                                               |                                                                                                  |                                                                                        |                                                                                                             |                                                                                        |                        |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 平成二十一年厚生労働省告示第百三十二号(安全衛生推進者等の選任に関する基準。昭和三十七年労働省令第三十二号以下「新安全衛則」という。第三十一条の二の七) | 旧選任基準本則第四号の講習(衛生推進者に係るものに限る。)                 | 平成二十一年厚生労働省告示第百二十九号(作業環境測定基準の一部を改正する件)による改正前の作業環境測定基準(昭和五十四年労働省令第四十二号以下「旧測定基準」という。第十二条第三項第一号の指定) | 平成二十一年厚生労働省告示第百二十四号(発破技士免許試験規程の一部を改正する件)による改正前の発破技士免許試験規程(昭和四十七年労働省告示第九十七号)第四十条の発破実技講習 | 平成二十一年厚生労働省告示第百二十六号(ボイラー整備士免許規程の一部を改正する件)による改正前のボイラー整備士免許規程(昭和四十七年労働省告示第百十六号以下「旧ボイラー規程」という。第三条第二号のボイラー実技講習) | 第五条の規定による改正前の労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号以下「旧コンサルタント則」という。第二条第七号の安全に関する講習) | 旧コンサルタント則第十一号の衛生に関する講習 |
| 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号以下「新安全衛則」という。第三十一条の二の七)                 | 新安衛則第十二条の三第一項の登録(登録省令第一条の二第一項第二号の区分に係るものに限る。) | 第七条の規定による改正後の粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号以下「新粉じん則」という。第二十六条第三項の登録)                                   | 新安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号の登録                                                               | 第二条の規定による改正後のボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号以下「新ボイラー則」という。第三十一条第二号の登録)                                       | 第五条の規定による改正後の労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(以下「新コンサルタント則」という。第二条第七号の登録)                    | 新コンサルタント則第十一号の登録       |
| 登録省令第一項から第三項までの七                                                             |                                               | 登録省令第二十四条の八                                                                                      | 登録省令第二十四項から第三十四項                                                                       | 登録省令第十四項から第三十四項                                                                                             | 登録省令第二十五項から第三十五項                                                                       |                        |

旧研修告示第二号において準用する旧研修告示第二号第三号の指定

新安衛則別表第九号第一号に掲げる工事及び第九号第二号に掲げる工事のうち建設の仕事（ダム）の建設の仕事を除く）の項第一号ロ及び第八十九条の第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の建設の仕事に、同条第二号、第二号の建設の仕事に限る）の項第一号ハの登録

第六條の規定による改正前の作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）以下（昭和环境則）という。

第六條の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新環境則」という。）第十七條第二号の厚生労働大臣の登録

から第六項及び第三十條の八

この省令の施行の際現に旧作環則第五条の二第二項の認定を受けている同項に規定する大学等（以下この項において単に「大学等」という。）は、この省令の施行の日の翌日から起算して一年を要し経過する日までの間は、新作環則第五条の二の登録を受けている大学等とみなす。この場合においては、新作環則第五条の七第二項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「事業年度開始後遅滞なく」と読み替えるものとする。

この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる研修を行つてゐる者、同欄に掲げる指定を受けてゐる者とみなす。いる者又は同欄に掲げる講習を行っている者は、同表の下欄に掲げる指定を受けてゐる者とみなす。

この場合において、登録省令第一条の二の十九第一項中「産業医研修の業務の開始前」とあるのは、「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第一条の二の二十第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度（平成二十一年九月三十日まで）」と、登録省令第一条の二の三十五第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第一条の二の三十五第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十一年九月三十日までの属する事業年度にあつては、その指定を受けた日後」と、登録省令第一条の二の三十四第一項中「産業医実習の業務の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第一条の二の三十三第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた午後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始後」と、登録省令第二十五条の二十三第一項中「筆記試験免除講習の業務の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第二十五条の二十四第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始後」と、登録省令第七十二條第一項中「労働災害防止業務従事者講習の業務の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第七十三條第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く）」と、「指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とある

るのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始後」と、登録省令第八十六条第一項中「就業制限業務従事者講習の開始前」とあるのは「平成二十一年九月三十日まで」と、登録省令第八十七条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度（平成二十一年三月三十一日の属する事業年度を除く）」と、指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「平成二十一年三月三十一日の属する事業年度の翌事業年度にあつては、当該事業年度開始後」と読み替へるものとする。

第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）第十四条第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修

新安衛則第十四条第二項第一号の指定

旧安衛則第十四条第二項第二号の指定

新安衛則第十四条第二項第二号の指定

旧コンサルタント則第十三条第一項の表医師国家試験合格者又は歯科医師国家試験合格者の項の講習

新コンサルタント則第十三条第一項の表第十一  
条第二号又は第三号に掲げる者の項の指定

平成二十一年厚生労働省告示第二百二十八号（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する件）による改正前の労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号。以下「旧コンサルタント規程」という。）第四条の表前条第三号又は第四号に掲げる者の項の講習

法第九十九条の二第一項の指定（登録省令第六  
十八条第一項第一号に規定する総括安全衛生管  
理者等に対する講習に係るものに限る。）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第九十九条の二第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十五号（労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件）による廃止前の労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十号。以下「旧労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程」という。）第一条に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第一項の指定（登録省令第六  
十八条第一項第二号に規定する安全管理者等に  
対する講習に係るものに限る。）

法第九十九条の二第一項の指定（旧労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第  
三条に規定する者に対する同項の講習に係る  
ものに限る。）

法第九十九条の二第一項の指定（登録省令第六  
十八条第一項第三号に規定する統括安全衛生責  
任者等に対する講習に係るものに限る。）

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一  
年厚生労働省告示第五百一十一号（クレール・デ  
リック運転士等労働災害再発防止講習規程を  
廃止する件）による廃止前のクレール・デ  
リック運転士等労働災害再発防止講習規程  
（平成四年労働省告示第八十一号。以下「旧  
クレール・デリック運転士等労働災害再発防  
止講習規程」という。）第一条に規定する者  
に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の三第一項の指定（登録省令第八  
十二条第一項第一号に規定するクレール・運  
転士等に対する講習に係るものに限る。）

法第九十九条の三第一項の指定（旧クレール・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十一号。以下「旧クレール・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程」という。）第一条に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一  
年厚生労働省告示第五百一十一号（車両系建設  
機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規  
程を廃止する件）による廃止前の車両系建設  
機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規  
程（平成四年労働省告示第八十二号。以下「旧  
車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発  
防止講習規程」という。）第一条に規定する者  
に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の三第一項の指定（登録省令第八  
十二条第一項第三号に規定する車両系建設機  
械運転業務従事者に対する講習に係るものに限  
る。）

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一  
年厚生労働省告示第五百一十三号（玉掛業務従  
事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件）  
による廃止前の玉掛業務従事者労働災害再発  
防止講習規程（平成四年労働省告示第八十三  
号。以下「旧玉掛業務従事者労働災害再発防  
止講習規程」という。）第一条に規定する者  
に対する同項の講習に係るものに限る。）

法第九十九条の三第一項の指定（登録省令第八  
十二条第一項第四号に規定する玉掛業務従事  
者に対する講習に係るものに限る。）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる講習、研修、実習又は科目を修了した者は、それぞれ  
同表の下欄に掲げる講習、研修、実習又は科目を修了した者とみなす。

|                                                       |                                                                                  |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 旧選任基準本則第四号の講習（安全衛生推進<br>者に係るものに限る。）                   | 新安衛則第十二条の三第一項の講習（登録省令<br>第一条の二第一項第一号に係るものに限る。）                                   |
| 旧選任基準本則第四号の講習（衛生推進者に<br>係るものに限る。）                     | 新安衛則第十二条の三第一項の講習（登録省令<br>第一条の二第二項第二号に係るものに限る。）                                   |
| 旧安衛則第十四条第二項第一号の厚生労働大<br>臣が定める研修                       | 新安衛則第十四条第二項第一号の厚生労働大臣<br>の指定する者が行う研修                                             |
| 旧安衛則第十四条第二項第二号の実習                                     | 新安衛則第十四条第二項第二号の実習                                                                |
| 旧安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三<br>号の発破実技講習                      | 新安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号<br>の発破実技講習                                                 |
| 旧ボイラー規程第三条第二号のボイラー実技<br>講習                            | 新ボイラー則第一百一条第三号二のボイラー実技<br>講習                                                     |
| 旧コンサルタント則第二条第七号の安全に関<br>する講習                          | 新コンサルタント則第二条第七号の安全に関す<br>る講習                                                     |
| 旧コンサルタント則第十一条第十号の衛生に<br>関する講習                         | 新コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関<br>する講習                                                    |
| 旧コンサルタント則第十三条第一項の表医師<br>国家試験合格者又は歯科医師国家試験合格者<br>の項の講習 | 新コンサルタント則第十三条第一項の表第十一<br>条第二号又は第三号に掲げる者の項の講習                                     |
| 旧コンサルタント規程第四条の表前条第三号<br>又は第四号に掲げる者の項の講習               | 新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲<br>げる機械等に係る工事の項第一号及び別表第七<br>の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項<br>第一号の研修 |

|                                                                                                                                             |                                   |                       |                        |                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>旧安衛則別表第九十八九条の二第一号に掲げる工事及び第九十条第一号に掲げる工事のうち建設の仕事（ダム、建設の仕事を除く）の項第六号までに掲げる仕事及び第九十条第二号から第六号までに掲げる仕事（同条第一号に於ける仕事にあつてはダムの建設の仕事に限る）の項第八号ハの研修</p> | <p>旧作環則第五條の二第一項の厚生労働大臣が指定する科目</p> | <p>旧作環則第十七條第二號の講習</p> | <p>旧作環則第十七條第十六號の講習</p> | <p>この省令の施行前に受けた旧測定基準第二條第三項第一號の規定による較正は、新粉じん則第二十六條第三項の規定による較正とみなす。<br/>（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）</p> | <p>第三條 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の一の表電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の項中「第九條第二項」及び「第四十五條第一項」の下に「（第六十二條において準用する場合を含む。）を加え、」を加へ、同表登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号）の項を次のように改める。</p> | <p>労働安全衛生法及びこれに基づき命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>新安衛則別表第九十八九条の二第一号に掲げる工事及び第九十条第一号に掲げる工事のうち建設の仕事（ダム、建設の仕事を除く）の項第六号までに掲げる仕事及び第九十条第二号から第六号までに掲げる仕事（同条第一号に於ける仕事にあつてはダムの建設の仕事に限る）の項第八号ハの研修</p> | <p>新作環則第五條の五第一項第一号に規定する該当科目</p>   | <p>新作環則第十七條第二號の講習</p> | <p>新作環則第十七條第十六號の講習</p> |                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                          | <p>第一条の二の九第一項の規定による財務諸表等の備置き<br/>第一条の二の十三第一項の規定による帳簿の保存<br/>第一条の二の十三第二項の規定による帳簿の保存<br/>第一条の二の二十五第一項の規定による帳簿の保存<br/>第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の保存<br/>第一条の九の規定による帳簿の保存<br/>第十条の規定による帳簿の保存<br/>第十八条の規定による帳簿の保存<br/>第十九条の十一の規定による帳簿の保存<br/>第十九条の二十の規定による帳簿の保存<br/>第十九条の二十四の十第一項の規定による財務諸表等の備置き<br/>第十九条の二十四の十四第一項の規定による帳簿の保存<br/>第十九条の二十四の二十五第一項の規定による財務諸表等の備置き<br/>第十九条の二十四の二十九第一項の規定による帳簿の保存</p> |

|                                                                                                    |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|------------------|-------------------------|---------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 第十九条の二十四の二十九第二項の規定による帳簿の保存                                                                         | 第十九条の二十四の四十第一項の規定による財務諸表等の備置き | 第十九条の二十四の四十四第一項の規定による帳簿の保存 | 第十九条の二十四の四十四第二項の規定による帳簿の保存 | 第十九条の三十五の規定による帳簿の保存 | 第二十四条第一項の規定による帳簿の保存 | 第二十四条第二項の規定による帳簿の保存 | 第二十五条の十二第一項の規定による財務諸表等の備置き | 第二十五条の十六第一項の規定による帳簿の保存 | 第二十五条の十六第二項の規定による帳簿の保存 | 第二十五条の二十九第一項の規定による帳簿の保存 | 第四十九条の規定による帳簿の保存 | 第六十一条第一項の規定による財務諸表等の備置き | 第六十五条第一項の規定による帳簿の保存 | 第六十五条第二項の規定による帳簿の保存 | 第七十八条の規定による帳簿の保存 | 第九十二条の規定による帳簿の保存 | 第一百五条の規定による帳簿の保存 |
| 別表第一の一の表作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の項を次のように改める。                                                     |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）                                                                         |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第十七条の十第一項の規定による財務諸表等の備置き                                                                           |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第十七条の十四第一項の規定による帳簿の保存                                                                              |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第十七条の十四第二項の規定による帳簿の保存                                                                              |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第五十条の規定による帳簿の保存                                                                                    |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第六十二条第一項の規定による書類の保存                                                                                |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 別表第二電離放射線障害防止規則の項中「第九条第二項」及び「第四十五条第一項」の下に「（第六十二条において準用する場合を含む。）を加え、同表登録製造時等検査機関等に関する規則の項を次のように改める。 |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令                                                                   |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第一条の二の十三第一項の規定による帳簿の記載                                                                             |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第一条の二の十三第二項の規定による帳簿の記載                                                                             |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |
| 第一条の二の二十五第一項の規定による帳簿の記載                                                                            |                               |                            |                            |                     |                     |                     |                            |                        |                        |                         |                  |                         |                     |                     |                  |                  |                  |

|                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 別表第二作業環境測定法施行規則の項を次のように改める。 | 第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の記載     |
|                             | 第一条の九の規定による帳簿の記載           |
|                             | 第十条の規定による帳簿の記載             |
|                             | 第十八条の規定による帳簿の記載            |
|                             | 第十九条の十一の規定による帳簿の記載         |
|                             | 第十九条の二十の規定による帳簿の記載         |
|                             | 第十九条の二十四の十四第一項の規定による帳簿の記載  |
|                             | 第十九条の二十四の二十九第一項の規定による帳簿の記載 |
|                             | 第十九条の二十四の二十九第二項の規定による帳簿の記載 |
|                             | 第十九条の二十四の四十四第一項の規定による帳簿の記載 |
|                             | 第十九条の二十四の四十四第二項の規定による帳簿の記載 |
|                             | 第十九条の三十五の規定による帳簿の記載        |
|                             | 第二十四条第一項の規定による帳簿の記載        |
|                             | 第二十四条第二項の規定による帳簿の記載        |
| 作業環境測定法施行規則                 | 第二十五条の十六第一項の規定による帳簿の記載     |
|                             | 第二十五条の十六第二項の規定による帳簿の記載     |
|                             | 第二十五条の二十九第一項の規定による帳簿の記載    |
|                             | 第四十九条の規定による帳簿の作成           |
|                             | 第六十五条第一項の規定による帳簿の記載        |
|                             | 第六十五条第二項の規定による帳簿の記載        |
|                             | 第七十八条の規定による帳簿の記載           |
|                             | 第九十二条の規定による帳簿の記載           |
|                             | 第一百五十五条の規定による帳簿の記載         |
|                             | 第十七条の十四第一項の規定による帳簿の記載      |
|                             | 第十七条の十四第二項の規定による帳簿の記載      |
|                             | 第五十条の規定による帳簿の作成            |
|                             | 第六十二条第一項の規定による書類の作成        |

|                                             |                                         |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 別表第三建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の項の次に次のように加える。 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令        |
|                                             | 第一条の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写         |
|                                             | 第十九条の二十四の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写      |
|                                             | 第十九条の二十四の二十五第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写    |
|                                             | 第十九条の二十四の四十四第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写    |
|                                             | 第二十五条の十二第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写        |
|                                             | 第六十一条第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写           |
|                                             | 第十七条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写          |
|                                             | 第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付      |
|                                             | 第十九条の二十四の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付   |
|                                             | 第十九条の二十四の二十五第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第十九条の二十四の四十四第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第二十五条の十二第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付     |
|                                             | 第六十一条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付        |
| 別表第四建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の項の次に次のように加える。 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令        |
|                                             | 第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付      |
|                                             | 第十九条の二十四の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付   |
|                                             | 第十九条の二十四の二十五第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第十九条の二十四の四十四第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第二十五条の十二第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付     |
|                                             | 第六十一条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付        |
|                                             | 第十七条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付       |
|                                             | 第一条の二の九第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付      |
|                                             | 第十九条の二十四の十第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付   |
|                                             | 第十九条の二十四の二十五第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第十九条の二十四の四十四第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第二十五条の十二第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付     |
|                                             | 第六十一条第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付        |
| 別表第五労働者に対する健康診断の実施に関する法律施行規則の項の次に次のように加える。  | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令        |
|                                             | 第一条の二の九第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付      |
|                                             | 第十九条の二十四の十第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付   |
|                                             | 第十九条の二十四の二十五第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第十九条の二十四の四十四第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第二十五条の十二第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付     |
|                                             | 第六十一条第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付        |
|                                             | 第十七条の十第二項第三号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付       |
|                                             | 第一条の二の九第二項第四号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付      |
|                                             | 第十九条の二十四の十第二項第四号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付   |
|                                             | 第十九条の二十四の二十五第二項第四号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第十九条の二十四の四十四第二項第四号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 |
|                                             | 第二十五条の十二第二項第四号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付     |
|                                             | 第六十一条第二項第四号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付        |
|                                             | 第十七条の十第二項第四号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付       |

○厚生労働省令第五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第一項第二号イ及び第四十三条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

## 告

## 示

## ○厚生労働省告示第百二十三号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十一年五月一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六号イの表中「第百三十一号の三」を「第百三十一号の四」に改める。

第八号イの表中「第百三十一号の五」を「第百三十一号の六」に改める。

第十号イの表中「第百三十一号の七」を「第百三十一号の八」に改める。

第十四号イの表中「第百四十条の七」を「第百四十条の八」に改める。

第十五号イの表中「第百四十条の八」を「第百四十条の九」に改める。

第十六号イの表中「第百四十条の九」を「第百四十条の十」に改める。

第十七号イ(1)の表、同号ロ(1)の表及び同号ハの表中「第百四十条の十」を「第百四十条の十一」に改める。

第十九号イの表中「第百四十条の二十」を「第百四十条の二十四」に改める。

第二十号イの表中「第百四十条の二十一」を「第百四十条の二十五」に改める。

第二十一号イの表中「第百四十条の二十二」を「第百四十条の二十六」に改める。

第二 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号イ(2)及び(3)中「第百四十条の九」を「第百四十条の十」に改め、同号ロ(2)及び(6)中「第百四十条の十」を「第百四十条の十一」に改め、同号ハ(2)中「第百三十一号の七」を「第百三十一号の八」に改める。

第三 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一号ハ中「第百三十一号の三、第百三十一号の四、第百三十一号の五、第百三十一号の七」を「第百三十一号の四、第百三十一号の五、第百三十一号の六、第百三十一号の八」に、「第百四十条の七、第百四十条の八、第百四十条の九、第百四十条の十、第百四十条の二十又は第百四十条の二十一」を「第百四十条の八、第百四十条の九、第百四十条の十、第百四十条の十一、第百四十条の二十四又は第百四十条の二十五」に改める。

第四 介護保険法施行令第三十七号の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

表以外の部分中「第百四十条の五十四」を「第百四十条の六十八」に改める。

第五 介護保険法施行規則第百四十条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準

表講義の項中「第百十五号の三十一第一項」を「第百十五号の三十七第一項」に、「第百十五号の二十九第一項」を「第百十五号の三十五第一項」に、「介護保険法第百十五号の二十九第一項」を「介護保険法第百十五号の三十五第一項」に、「第百十五号の三十一第一項」を「第百十五号の三十六第一項」に改め、表演習の項中「第百十五号の三十一第一項」を「第百十五号の三十六第一項」に改め、同表の注2中「第百十五号の二十九第一項」を「第百十五号の三十五第一項」に改める。

第六 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二号2(1)中「第百十五号の三十八第二項各号」を「第百十五号の四十四第二項各号」に改める。

第七 介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一第二号中「第百十五号の三十九第一項」を「第百十五号の四十五第一項」に改める。

○厚生労働省告示第百二十四号  
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、発破技士免許試験規程（昭和四十七年労働省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

第四号から第七号まで並びに様式第一号及び第二号を削る。

○厚生労働省告示第百二十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第七十七号の規定に基づき、揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程（昭和四十七年労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

第二号第二項中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

○厚生労働省告示第百二十六号

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第百一条第三号ホの規定に基づき、ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程（昭和四十七年労働省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一号の二第四号中「第五十四号第一項」を「第四十四号第一項」に改める。

第三号中「第百一条第三号ホ」を「第百一条第三号ホ」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七号から第十号までを次のように改める。

第七号から第十号まで 削除

様式第一号及び第二号を削る。

○厚生労働省告示第百二十七号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九号の二第二項第二号の規定に基づき、登録製造時等検査機関等に関する規則第十九号の二第二項第一号等の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

題名中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

第一条各号列記以外の部分中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に、「規則」を「登録省令」に改める。

第二条各号列記以外の部分、第三条及び第四条各号列記以外の部分中「規則」を「登録省令」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、産業車両整備に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの

第五条及び第六条各号列記以外の部分中「規則」を「登録省令」に改め、同条第七号中「（昭和四十四年政令第二百五十八号）」を削る。

第七条から第十一条まで、第十二条各号列記以外の部分及び第十三条から第十六条までの規定中「規則」を「登録省令」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第二条第八号、第十一条第十一号及び第十三条第二項の規定に基づき、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省令第三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一条第五号中「一級」の下に「又は単一等級」を加える。

第三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条の表前条第三号又は第四号に掲げる者の項を削る。

第五条中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

金属溶解

鑄造

鍛造

金属熱処理

粉末冶金

機械加工

放電加工

金型製作

金属プレス加工

鉄工

建築板金

工場板金

アルミニウム陽極酸化処理

溶射

金属ばね製造

仕上げ

金属研磨仕上げ

切削工具研削

製材のこ目立て

機械検査

ダイカスト

機械保全

電子回路接続

電子機器組立て

電気機器組立て

半導体製品製造

プリント配線板製造

産業車両整備

複写機組立て

内燃機関組立て

空気圧装置組立て

油圧装置調整

建設機械整備

農業機械整備

木工機械整備

機械木工

プラスチック成形

強化プラスチック成形（筆記試験において積層成形法を試験科目として選択した者に限る。）

建築大工

とび

左官

ブロック建築

コンクリート積みブロック施工

配管

型枠施工

鉄筋施工

コンクリート圧送施工

ウエルポイント施工

化学分析

金属材料試験

産業洗浄

○厚生労働省告示第百二十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

第二条第三項を次のように改める。

3 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条第三項の場合においては、第一項第四号の規定にかかわらず、当該粉じんの濃度の測定は、相対濃度指示方法によることができる。この場合において、質量濃度変換係数は、同条第三項の測定機器を用いて当該単位作業場所について求めた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を使用しなければならない。

第二条第四項から第七項までを削る。

第十条第三項中「所轄労働基準監督署長」を「当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の許可を受けようとする事業者は、作業環境測定特例許可申請書（様式第一号）に作業環境測定結果摘要書（様式第二号）及び次の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 単位作業場所における測定対象物の発散源の位置、主要な設備の配置及び測定点の位置を示す図面

第十条に次の三項を加える。

6 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第三項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

7 第三項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第一管理区分でなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

8 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第三項の許可に係る単位作業場所について第一管理区分を維持していないと認めるとき又は維持することが困難であると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

第十三条第五項中「第二条第四項から第七項まで」を「第十条第五項から第八項まで」に改める。様式第一号及び第二号を次のように改める。

様式第1号(第10条、第13条関係)

## 作業環境測定特例許可申請書

| 事業の種類                         | 事業場の名称       | 事業場の所在地            |
|-------------------------------|--------------|--------------------|
|                               |              | (電話 — )            |
| 申請に係る単位作業場所における有害業務           | 作業の内容        | 従事労働者数<br>(うち年少者 ) |
| 申請に係る単位作業場所における測定対象物質の種類及び使用量 | 種類<br>(主成分 ) | 使用量 (kg/月)         |

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

㊞

備考 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

2 「申請に係る単位作業場所における有害業務」及び「申請に係る単位作業場所における測定対象物質の種類及び使用量」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、単位作業場所ごとに記入すること。

3 「種類」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、有機溶剤が二種類以上の有機溶剤を含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合にあっては、「混合有機溶剤」と記入し、( )内に主成分の名称を記入すること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

5 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号(第10条、第13条関係)

作業環境測定結果摘要書

| 測定対象物の名称      |                |                |                |                | (主成分)     |           |          |          |          |                   |      |   |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-------------------|------|---|
| 測定実施<br>年 月 日 | 一日目の測定         |                | 二日目の測定         |                | 第一評<br>価値 | 第二評<br>価値 | B測<br>定値 | 管理<br>濃度 | 管理<br>区分 | 作業環境測定士又は作業環境測定機関 |      |   |
|               | M <sub>1</sub> | σ <sub>1</sub> | M <sub>2</sub> | σ <sub>2</sub> |           |           |          |          |          | 氏名又は名称            | 登録番号 | 印 |
|               |                |                |                |                |           |           |          |          |          |                   |      |   |
|               |                |                |                |                |           |           |          |          |          |                   |      |   |
|               |                |                |                |                |           |           |          |          |          |                   |      |   |
|               |                |                |                |                |           |           |          |          |          |                   |      |   |
|               |                |                |                |                |           |           |          |          |          |                   |      |   |

- 備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。
- 2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、各々に作業環境測定特例許可申請書(様式第1号)に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すること。
- 3 「測定対象物の名称」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、有機溶剤が二種類以上の有機溶剤を含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合にあっては、「混合有機溶剤」と記入し、( )内に主成分の名称を記入すること。
- 4 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M<sub>1</sub>及びM<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何平均値をσ<sub>1</sub>及びσ<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。
- 5 「B測定値」の欄は、二以上の測定点においてB測定を行った場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

○厚生労働省告示第百三十号  
労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第百五十一條の二十四第二項第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則第百三十五條の三第二項及び第百五十一條の二十四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者(昭和五十二年労働省告示第百二十四号)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 舩添 要一

第四條第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。  
三 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)別表第一に掲げる検定職種のうち、産業車両整備に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの  
○厚生労働省告示第百三十一号  
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第五十五号)の施行に伴い、登録製造時等検査機関等に関する規則別表下欄の規定に基づき厚生労働大臣の定める科目、厚生労働大臣の定める研究及び厚生労働大臣が定める者(昭和五十三年労働省告示第百十号)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 舩添 要一

題名中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。  
第一条中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に、「機関則」を「登録省令」に改める。  
第二条中「機関則」を「登録省令」に改める。  
○厚生労働省告示第百三十二号  
安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和六十三年労働省告示第八十号)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 舩添 要一

本則中「第十二條の三」を「第十二條の三第一項」に改め、第四號を削り、本則第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を本則第四号とする。  
○厚生労働省告示第百三十三号  
労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第九資格の欄の規定に基づき、平成元年労働省告示第九号(労働安全衛生規則別表第九資格の欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 舩添 要一

第一条第三号及び第二条第三号中「昭和五十六年労働省告示第五十六号第一条に規定する」を「労働安全衛生規則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の」に改める。  
○厚生労働省告示第百三十四号  
労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十二條の三第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習科目を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生規則第十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習科目  
労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)以下「安衛則」という。第十二條の三第二項の規定による同項各号に掲げる者が免除を受けることができる同条第一項の講習の講習科目(安全衛生推進者に係るものに限る。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目とする。

受講の免除を受けることができる者

安衛則第十二条の三第二項第一号に掲げる者

講習科目

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の三第一項第一号に掲げる者（以下「登録省令」という。）に掲げる講習科目

安衛則第十二条の三第二項第二号に掲げる者

登録省令第一条の二の三第一項第一号イ(2)から(5)までに掲げる講習科目

○厚生労働省告示第百三十五号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の三第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間

（安全衛生推進者養成講習の講習科目の範囲及び時間）

第一条 安全衛生推進者養成講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目                         | 範囲                                                                                                                     | 時間  |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 安全管理                         | 安全衛生推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因の調査と再発防止対策                                                                                   | 二時間 |
| 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等                                                                                           | 二時間 |
| 作業環境管理及び作業管理                 | 作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 労働衛生保護具                                                                                          | 二時間 |
| 健康の保持増進対策                    | 健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育                                                                                                  | 二時間 |
| 安全衛生教育                       | 安全衛生教育の方法 作業標準の作成と周知                                                                                                   | 二時間 |
| 安全衛生関係法令                     | 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）以下「法」という。及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。並びにこれらに基づき命令中の関係条項 | 二時間 |

（衛生推進者養成講習の講習科目の範囲及び時間）

第二条 衛生推進者養成講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目                             | 範囲                                                             | 時間  |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----|
| 作業環境管理及び作業管理                     | 衛生推進者の役割と職務 作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 | 二時間 |
| 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。 |                                                                |     |

健康の保持増進対策

労働衛生教育

健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育

労働衛生教育の方法

労働衛生関係法令

法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項

○厚生労働省告示第百三十六号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の三第一項第三号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第二項第一号の研修は、次の各号に定めるところにより行われるものであること。

一次の表の上欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行われるものであること。

| 研修科目      | 範囲                                      |
|-----------|-----------------------------------------|
| 労働衛生一般    | 労働衛生概論 労働衛生管理体制 労働衛生関連法令 産業医の役割と職務      |
| 健康管理      | 健康情報とその評価 健康診断及び面接指導並びにこれらの事後措置 健康管理の事例 |
| メンタルヘルス   | メンタルヘルスケア ストレスマネジメント カウンセリング            |
| 作業環境管理    | 作業環境測定と評価 管理濃度と許容濃度 生物学的モニタリング 作業環境改善   |
| 作業管理      | 労働生理 安全管理 有害業務管理 作業管理の事例                |
| 健康の保持増進対策 | 健康測定 健康づくり 健康教育 保健指導                    |

二 前号の表の上欄に掲げる研修科目について、講義及び実習がそれぞれ四十時間以上及び十時間以上行われるものであること。

○厚生労働省告示第百三十七号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の三第二項第三号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第二項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一号の三十三第二項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第二項第二号の実習は、次の各号に定めるところにより行われるものであること。

一 次の表の上欄に掲げる実習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行われるものであること。

| 実習科目      | 範囲                                      |
|-----------|-----------------------------------------|
| 労働衛生一般    | 労働衛生概論 労働衛生管理体制 労働衛生関連法令 産業医の役割と職務      |
| 健康管理      | 健康情報とその評価 健康診断及び面接指導並びにこれらの事後措置 健康管理の事例 |
| メンタルヘルス   | メンタルヘルスケア ストレスマネジメント カウンセリング            |
| 作業環境管理    | 作業環境測定と評価 管理濃度と許容濃度 生物学的モニタリング 作業環境改善   |
| 作業管理      | 労働生理 安全管理 有害業務管理 作業管理の事例                |
| 健康の保持増進対策 | 健康測定 健康づくり 健康教育 保健指導                    |

二 前号の表の上欄に掲げる実習科目について、産業医実習が十時間以上行われるものであること。

○厚生労働省告示第百三十八号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日 厚生労働大臣 舛添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第五の四の表受験資格の欄第三号の発破実技講習は、次の各号に定めるところにより行われるものであること。

一 次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目   | 範囲                                                            | 時間  |
|--------|---------------------------------------------------------------|-----|
| 火薬類の取扱 | 火薬類の概要及び危険性 火薬類の保管 火薬類の取扱及び運搬 火薬類の検査 不良火薬類の処理                 | 六時間 |
| 発破の方法  | 発破の準備 せん孔及び装てん 電気発破における結線、配線及び導通試験 点火（電気発破）の装薬 残薬及び跡ガスの点検及び処置 | 十時間 |

二 おおむね二十人以内の受講者を一単位として行われるものであること。

○厚生労働省告示第百三十九号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の三十四第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の三十四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるボイラー実技講習の実施方法を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日 厚生労働大臣 舛添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の三十四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるボイラー実技講習の実施方法

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第一百一条第三号二のボイラー実技講習は、次の各号に定めるところにより行われるものであること。

一 次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目          | 範囲                                                                                  | 時間  |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 燃焼            | ボイラーの概要 点火の方法 燃焼方法 燃料の貯蔵及び取扱い                                                       | 八時間 |
| 附属設備及び附属品の取扱い | 給水装置の操作 安全弁の調整及び試験 水面計 ガラス面測定装置及び圧力計の点検 配管の取替え 節炭器 過熱器等の取扱い バルブの操作及びすり合わせ ガスケットの取替え | 六時間 |
| 水処理及び吹出し      | 水処理 吹出し                                                                             | 一時間 |
| 点検及び異常時の処置    | 点検 使用中における異常状態及びこれに対する処置の方法 使用後の処置 清掃作業                                             | 五時間 |

二 前号の表の下欄に掲げる時間の合計のおおむね三分の一以上の時間については、運転中のボイラーを用いて行われるものであること。

三 前号の運転中のボイラーを用いて行われるボイラー実技講習は、おおむね二十人以内の受講者を一単位として行われるものであること。

○厚生労働省告示第百四十号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日 厚生労働大臣 舛添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間

（安全に関する講習の講習科目の範囲及び時間）

第一条 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号、以下「コンサルタント規則」という。）第二条第七号の安全に関する講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目     | 範囲                                                                                                                                                                                        | 時間   |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 産業安全一般   | 安全管理(統括安全管理を含む)、安全心理学概論、安全工学概論、安全衛生概論、安全衛生教育概論、安全衛生管理概論、安全衛生検査及び保安工学概論、安全衛生調査及び保安工学概論、安全衛生保護具安全論、安全衛生災害の調査及び原因の分析、安全衛生の向上を図ることを目的とする事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む)。 | 三十時間 |
| 産業安全関係法令 | 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びこれに基づく命令のうち産業安全に係るもの。                                                                                                                                             | 四時間  |

(衛生に関する講習の講習科目の範囲及び時間)  
 第二条 コンサルタント則第十一条第十号の衛生に関する講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目     | 範囲                                                                                                                                                                            | 時間   |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 労働衛生一般   | 労働衛生概論、健康管理の概論、労働生理概論、労働環境管理の概論、人間工学概論、化学物質の管理、作業管理の概論、労働衛生保護具、労働衛生教育、労働災害の調査及び原因の分析、安全管理概論、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む)。 | 三十時間 |
| 労働衛生関係法令 | 労働安全衛生法、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)及びじん肺法(昭和三十一年法律第三十号)並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの。                                                                                                    | 四時間  |

○厚生労働省告示第百四十一号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間  
 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号)第十三条第一項の表第十一号又は第三号に掲げる者の項に規定する講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目     | 範囲                                                                                                                                                      | 時間  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 労働衛生一般   | 労働衛生概論、健康管理の概論、労働生理概論、労働環境管理の概論、人間工学概論、労働衛生教育概論、労働災害の調査及び原因の分析、安全管理概論、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的とする事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む)。 | 十時間 |
| 労働衛生関係法令 | 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びじん肺法(昭和三十一年法律第三十号)並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの。                                                                                     | 一時間 |
| 健康管理     | 労働生理学、産業心理学、労働衛生学、健康診断及び面接指導等並びにこれらの事後措置、作業環境管理、救急処置、作業方法の管理、健康の保持増進対策、救急処置、快適な職場環境の形成。                                                                 | 五時間 |

○厚生労働省告示第百四十二号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第五十五条第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参考者研修の研修科目の範囲及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参考者研修の研修科目の範囲及び時間  
 (工事に関する研修の研修科目の範囲及び時間)  
 第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)以下「安全衛生規則」という。別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修は、次の表の上欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 研修科目                          | 範囲                                                                                 | 時間  |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 安全衛生管理に関する知識及び工事計画の安全衛生に関する知識 | 労働災害の現状及び問題点、安全衛生管理の意義、安全衛生管理体制、安全衛生管理活動の安全衛生教育、就業制限、安全衛生に配慮した工事計画の作成、安全衛生管理計画の作成。 | 二時間 |
| 仮設構造物に関する知識                   | 仮設構造物の種類及び用途、仮設構造物の設置等に関する計画、仮設構造物の倒壊の防止、仮設構造物の組立て及び管理。                            | 七時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策               | 労働災害の事例研究。                                                                         | 二時間 |
| 安全衛生関係法令                      | 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)以下「法」という。労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三十八号)以下「令」という。及び安全衛生規則中の関係事項。   | 二時間 |

(仕事に関する研修の研修科目の範囲及び時間)

第二条 労働安全衛生法第九十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事(ダム建設の仕事を除く。)の項第一号ロ及び第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事(同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。)の項第一号ハの研修は、次の表の上欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 研修科目            | 範囲                                                                                                                         | 時間  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 安全衛生管理に関する知識    | 労働災害の現状及び問題点 安全衛生管理の意義 安全衛生管理体制 安全衛生管理活動 安全衛生教育 就業制限                                                                       | 四時間 |
| 工事用設備に関する知識     | 工事用設備の種類及び用途 仮設構造物の設置に関する計画 仮設構造物の倒壊の防止 仮設構造物の組立て及び管理 電気設備の取扱い及び管理                                                         | 七時間 |
| 工事用機械に関する知識     | 工事用機械の種類及び用途 機械化施工の計画 機械化施工の安全対策 工事用機械の管理                                                                                  | 四時間 |
| 工事計画の安全衛生に関する知識 | 安全衛生に配慮した施工計画の作成 安全衛生管理計画の作成                                                                                               | 四時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策 | 安全衛生管理計画の事例 労働災害の事例研究                                                                                                      | 七時間 |
| 安全衛生関係法令        | 法、令、安衛則、クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)、高圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)、酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)及び粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)中の関係条項 | 四時間 |

○厚生労働省告示第百四十三号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第六十九条第一項第三号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間

(総括安全衛生管理者等に対する講習)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)第九十九条の二第一項に規定する労働災害防止業務従事者(次条及び第三条に規定する者を除く。)に対する同項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目                       | 範囲                                                     | 時間  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------|-----|
| 事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策 | 労働災害の現状及び問題点 事業場における安全衛生管理体制 安全衛生管理の意義 事業場における安全衛生管理体制 | 三時間 |

事業場の安全衛生に関する管理の方法

事業場における安全衛生管理計画の作成 事業場における安全衛生教育 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的とした活動(危険性又は有害性等の調査及び自主的調査)に基づき講ずる措置を含む。

|                 |                                                                               |     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 安全衛生関係法令        | 法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三十八号。以下「令」という。)、及び労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。) | 二時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策 | 労働災害の事例研究                                                                     | 二時間 |

(安全管理者等に対する講習)

第二条 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者その他事業場における労働災害防止のための業務に従事する者であつて、法第十条各号の業務のうち安全若しくは衛生に係る技術的事項を管理するもの又は当該業務を担当するものに対する法第九十九条の二第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目                       | 範囲                                                                                                                    | 時間  |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策 | 労働災害の現状及び問題点 事業場における安全衛生管理体制 安全衛生管理の意義 事業場における安全衛生教育 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的とした活動(危険性又は有害性等の調査及び自主的調査)に基づき講ずる措置を含む。 | 二時間 |
| 安全衛生関係法令                   | 法、令及び安衛則中の関係条項                                                                                                        | 二時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策            | 労働災害の事例研究                                                                                                             | 二時間 |

(総括安全衛生責任者等に対する講習)

第三条 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者の労働者及び同項に規定する関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務に従事する者に対する法第九十九条の二第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目                       | 範囲                                                       | 時間  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|-----|
| 事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策 | 労働災害の現状及び問題点 工事現場における安全衛生管理体制 安全衛生管理の意義 工事現場における安全衛生管理体制 | 三時間 |

|                   |                                                                                                                                              |     |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 事業場の安全衛生に関する管理の方法 | 工事現場における安全衛生管理計画の作成<br>工事現場における安全衛生管理の進め方<br>工事現場における安全衛生教育の進め方<br>安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む) | 三時間 |
| 安全衛生関係法令          | 法、令及び安衛則中の関係条項                                                                                                                               | 二時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策   | 労働災害の事例研究                                                                                                                                    | 二時間 |

○厚生労働省告示第百四十四号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第八十三条第一項第三号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第八十三条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第八十三条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間(クレーン運転士等に対する講習)

第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第二十号第六号の業務に就くことができる者に対する労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)第九十九条の三第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

|                      |                                                                                           |       |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 講習科目                 | 範囲                                                                                        | 時間    |
| 就業制限業務機械等の構造         | クレーンの主要構造部分及びつり上げ、走行等の動作をする装置の構造                                                          | 一時間   |
| 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能 | クレーンの安全装置及びブレーキの機能                                                                        | 一時間   |
| 就業制限業務機械等の保守管理       | クレーンの点検及び整備                                                                               | 一時間   |
| 就業制限業務機械等に係る作業の方法    | クレーンに係る作業の方法に応じた安全対策                                                                      | 一・五時間 |
| 安全衛生関係法令             | 法、令、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)及びクレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。)中の関係条項 | 一・五時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策      | 労働災害の事例研究                                                                                 | 二時間   |

(移動式クレーン運転士等に対する講習)

第二条 令第二十号第七号の業務に就くことができる者に対する法第九十九条の三第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

|                      |                                     |       |
|----------------------|-------------------------------------|-------|
| 講習科目                 | 範囲                                  | 時間    |
| 就業制限業務機械等の構造         | 移動式クレーンの主要構造部分及びつり上げ、起伏等の動作をする装置の構造 | 一時間   |
| 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能 | 移動式クレーンの安全装置及びブレーキの機能               | 一時間   |
| 就業制限業務機械等の保守管理       | 移動式クレーンの点検及び整備                      | 一時間   |
| 就業制限業務機械等に係る作業の方法    | 移動式クレーンに係る作業の方法に応じた安全対策             | 一・五時間 |
| 安全衛生関係法令             | 法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項                | 一・五時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策      | 労働災害の事例研究                           | 二時間   |

(車両系建設機械運転業務従事者に対する講習)

第三条 令第二十号第十二号の業務に就くことができる者に対する法第九十九条の三第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

|                      |                         |       |
|----------------------|-------------------------|-------|
| 講習科目                 | 範囲                      | 時間    |
| 就業制限業務機械等の構造         | 車両系建設機械の走行及び作業に関する装置の構造 | 一時間   |
| 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能 | 車両系建設機械の安全装置及びブレーキの機能   | 一時間   |
| 就業制限業務機械等の保守管理       | 車両系建設機械の点検及び整備          | 一時間   |
| 就業制限業務機械等に係る作業の方法    | 車両系建設機械に係る作業の方法に応じた安全対策 | 一・五時間 |
| 安全衛生関係法令             | 法、令及び安衛則中の関係条項          | 一・五時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策      | 労働災害の事例研究               | 二時間   |

(玉掛業務従事者に対する講習)

第四条 令第二十号第十六号の業務に就くことができる者に対する法第九十九条の三第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

|                      |                     |       |
|----------------------|---------------------|-------|
| 講習科目                 | 範囲                  | 時間    |
| 就業制限業務機械等の構造         | 玉掛用具及びつり具の種類と構造     | 〇・五時間 |
| 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能 | クレーン等の安全装置及びブレーキの機能 | 〇・五時間 |

|                   |  |                     |       |
|-------------------|--|---------------------|-------|
| 就業制限業務機械等の保守管理    |  | 玉掛用具の点検及び整備         | ○・五時間 |
| 就業制限業務機械等に係る作業の方法 |  | 玉掛けの作業の方法に応じた安全対策   | 二時間   |
| 安全衛生関係法令          |  | 法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条 | ○・五時間 |
| 労働災害の事例及びその防止対策   |  | 労働災害の事例研究           | 二時間   |

○厚生労働省告示第百四十五号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の五第一項第一号の規定に基づき、作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の五第一項第一号に規定する該当科目（以下単に「該当科目」という。）は、次に掲げるところにより行われるものであること。

一 該当科目が次の表の第一欄に掲げる科目に並び、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について同表の第三欄に掲げる履修方法により同表の第四欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 科目                                              | 範囲                                                                                                      | 履修方法                      | 時間   |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------|
| 労働衛生一般                                          | 作業場における有害因子が人体に及ぼす影響、有害物の体内侵入の形態、有害物の量に関する指標                                                            | 講義                        | 三十時間 |
| 労働衛生管理                                          | 労働衛生管理概論、作業環境管理の進め方、作業環境の改善、作業方法の改善、労働衛生保護具                                                             | 講義                        | 三十時間 |
| 労働衛生関係法令                                        | 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）及びじん肺法（昭和五十五年法律第三十号）並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの                | 講義                        | 三十時間 |
| 作業環境にいて行うデザイン及びサンプリング                           | 統計に関する基礎理論、ガス、蒸気及び粉じんの性質、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十年労働省告示第四十六号）第二條第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。）以下同じ、測定点及び試料採取時間の設定方法 | 講義                        | 六十時間 |
| 試料採取の原理及び方法、採取した試料の管理方法、試料採取機器及び簡易測定機器の原理及び使用方法 | 講義                                                                                                      | 三十時間                      |      |
| 単位作業場所及び測定点の設定                                  | 演習                                                                                                      | 六十時間                      |      |
| 試料採取機器及び簡易測定機器の使用、作業現場におけるデザイン及びサンプリング          | 実習                                                                                                      | 九十時間（うち二十四時間は事業場における現場実習） |      |

| 作業環境の評<br>価                                                       | 作業環境の評価に関する基礎知識、作<br>業環境の評価の基準  | 講義    | 三十時間 |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------|------|
| 作業環境につ<br>いて行う分析                                                  | 作業環境測定の結果の記録、評価値の<br>計算、管理区分の決定 | 演習    | 六十時間 |
| 分析化学の基礎理論、分析機器の原理<br>及び使用方法                                       | 講義                              | 六十時間  |      |
| 定性分析、重量分析、容量分析、ガス<br>クロマトグラフ分析、高速液体クロマ<br>トグラフ分析、吸光度分析、原子吸<br>光分析 | 実習                              | 四十五時間 |      |

二 該当科目のうち、その履修方法が講義又は演習であるものの試験方法が筆記試験であること。  
○厚生労働省告示第百四十六号  
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条の四第一項第一号の規定に基づき、作業環境測定法施行規則第十七条の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法を次のように定め、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

作業環境測定法施行規則第十七条の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法  
（環境計量士の登録を受けた者に係る試験免除講習）

第一条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条第二号に規定する講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に並び、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目     | 範囲                                                                                                | 時間  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 労働衛生一般   | 作業場における有害因子が人体に及ぼす影響、作業環境の評価及び改善、作業方法の改善、労働衛生保護具                                                  | 六時間 |
| 労働衛生関係法令 | 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）以下「法」という。及びじん肺法（昭和五十五年法律第三十号）並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの | 六時間 |

2 試験方法が筆記試験であること。

（第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者に係る試験免除講習）  
第二条 作業環境測定法施行規則第十七条第十六号に規定する講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に並び、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

| 講習科目     | 範囲                                                                           | 時間  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 労働衛生一般   | 作業場における有害因子が人体に及ぼす影響、作業環境の評価及び改善                                             | 三時間 |
| 労働衛生関係法令 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令のうち作業環境管理に係るもの（作業環境測定基準（昭和五十年労働省告示第四十六号）を含む。）並びに法及びこれに基づく命令 | 三時間 |

2 試験方法が筆記試験であること。

○厚生労働省告示第百四十七号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、昭和五十六年労働省告示第五十六号（労働安全衛生規則別表第九資格の欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を定める件）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百四十八号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、平成三年労働省告示第八十七号（作業環境測定法施行規則第五条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める研修を定める件）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百四十九号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、平成四年労働省告示第四十六号（作業環境測定法施行規則第五条の二第二項の厚生労働大臣の認定する大学等を認定した件）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十号）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十一号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、クレーン・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十一号）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十二号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十二号）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十三号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、玉掛業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十三号）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十四号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、平成八年労働省告示第十一号（作業環境測定法施行規則第五条の二第一項の厚生労働大臣の認定する大学等を認定した件）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十五号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、平成八年労働省告示第十二号（作業環境測定法施行規則第五条の二第一項の規定に基づき、第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能を付与する科目を定める件）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十六号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、平成八年労働省告示第八十号（労働安全衛生規則第十四条第二項第一号及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第二条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修を定める件）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十七号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、労働安全衛生規則第十四条第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める実習（平成十七年厚生労働省告示第百十六号）は、平成二十一年三月三十日限り廃止する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第百五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

別表第1の1のイ中「965単位」を「1,004単位」と、「772単位」を「811単位」と、「655単位」を「694単位」と、「689単位」を「728単位」と、「531単位」を「570単位」と、「402単位」を「441単位」と、「643単位」を「682単位」と、「459単位」を「498単位」と、「324単位」を「363単位」と、「570単位」を「609単位」と、「395単位」を「434単位」と、「296単位」を「335単位」と、「421単位」を「460単位」と、「412単位」を「451単位」と、「401単位」を「440単位」と、「576単位」を「615単位」と、「537単位」を「576単位」と、「498単位」を「537単位」と、「439単位」を「478単位」と、「444単位」と「483」を「522」と、「1,006単位」を「1,045単位」と、「813単位」を「852単位」と、「697単位」を「736単位」と、「730単位」を「769単位」と、「572単位」を「611単位」と、「443単位」を「482単位」と、「685単位」を「724単位」と、「500単位」を「539単位」と、「366単位」を「405単位」と、「611単位」を「650単位」と、「437単位」を「476単位」と、「338単位」を「377単位」と、「421単位」を「460単位」と、「412単位」を「451単位」と、「401単位」を「440単位」と、「576単位」を「615単位」と、「537単位」を「576単位」と、「542単位」と「498単位」を「503単位」と、「439単位」を「478単位」と「444単位」と「483」を「522」と。

別表第1の1のロを削る。

別表第1のロ中「に対して外泊」のトと「（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。この2及び2の2において同じ。）を加え、ロを次のように定める。

8 欠席時対応加算

94単位

注 旧指定身体障害者更生施設において通所による指定旧法施設支援を利用する入所者が、あらかじめ当該指定旧法施設支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定身体障害者更生施設従業者が、入所者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該入所者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。